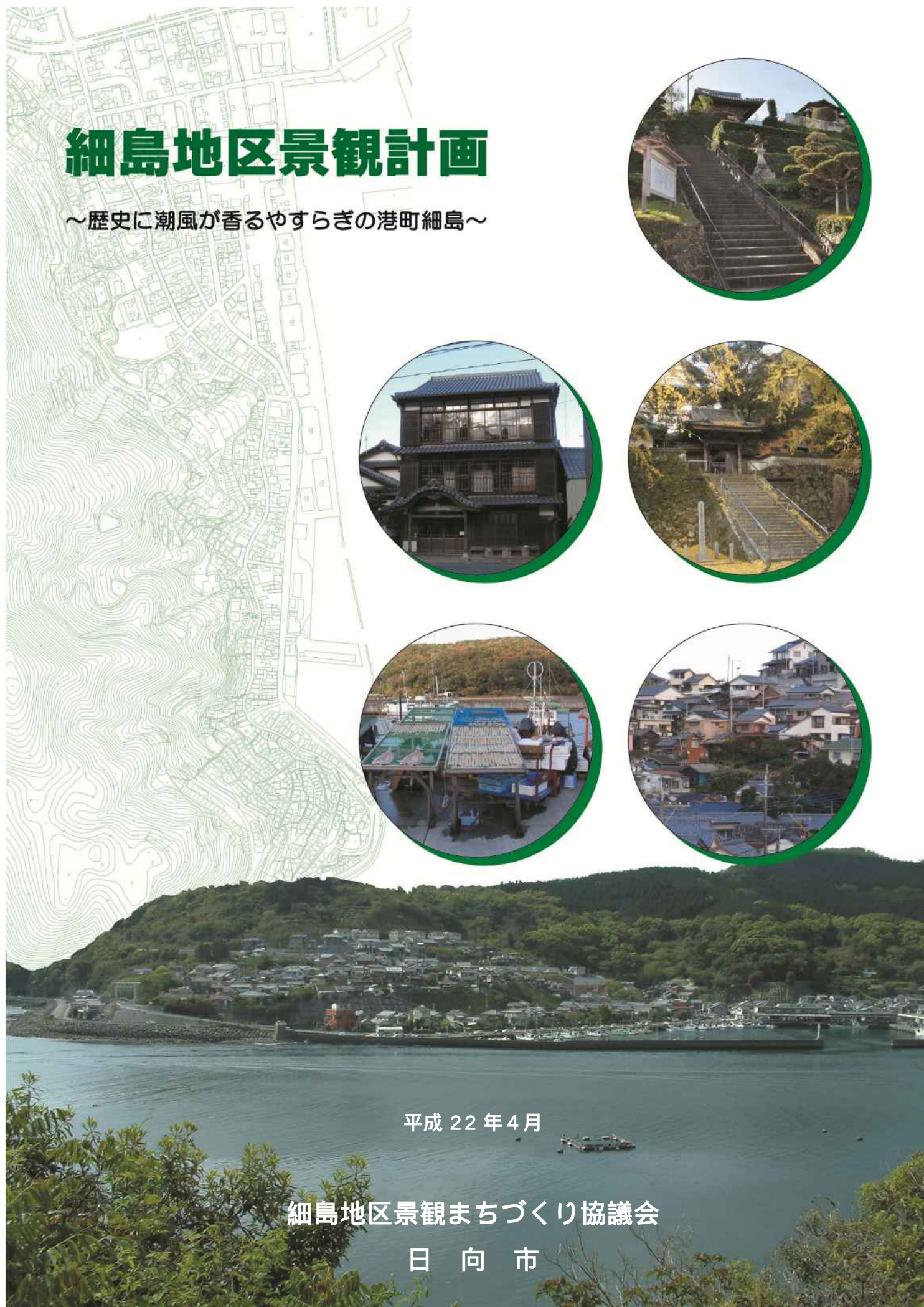


# 細島地区景観計画

～歴史に潮風が香るやすらぎの港町細島～



平成 22 年 4 月

細島地区景観まちづくり協議会

日 向 市



# 細島地区景観計画 ～歴史に潮風が香るやすらぎの港町細島～

## < 目 次 >

### 第1章 細島地区景観計画の目的と構成

- 1．景観計画の目的 ..... 1-1
- 2．景観計画策定の流れ ..... 1-2
- 3．景観計画の構成 ..... 1-3

### 第2章 細島地区の景観特性と課題

- 1．細島地区の景観特性 ..... 2-1
- 2．細島地区の景観づくりの課題 ..... 2-7

### 第3章 景観計画区域

- 1．景観計画区域（景観法第8条第2項第1号に関する事項） ..... 3-1

### 第4章 景観づくりの将来像と基本方針

- 1．細島地区が目指す景観づくりの将来像 ..... 4-1
- 2．良好な景観づくりに関する基本方針  
（景観法第8条第2項第2号に関する事項） ..... 4-1

### 第5章 細島らしい景観づくりに向けた取り組み方策

- 1．良好な景観づくりのための行為の制限に関する事項  
（景観法第8条第2項第3号に関する事項） ..... 5-1
- 2．景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針  
（景観法第8条第2項第4号に関する事項） ..... 5-4
- 3．その他の事項 ..... 5-5

### 第6章 景観づくりの推進に向けて

- 1．身近なところからはじめる景観づくりの推進 ..... 6-1
- 2．継続的な景観づくりに向けた体制の構築 ..... 6-8
- 3．他の計画等との連結 ..... 6-10
- 4．景観計画の進行管理 ..... 6-10

参考1 「細島地区景観計画」の策定に係るアンケート調査結果 ..... 参考-1

参考2 細島地区景観まちづくり協議会 名簿 ..... 参考-9

参考3 細島地区景観づくりかわら版 ..... 参考-10

# 第1章 細島地区景観計画の目的と構成

## 1. 景観計画の目的

日向市では、「景観法」に基づく様々な景観づくりの仕組みを活用し、日向らしい景観づくりを進めていくため、平成18年10月に「景観行政団体」となりました。また、平成20年4月には、景観づくりの基本的な方針となる「日向市景観条例」を制定するとともに、「日向市景観基本計画」を策定しました。

景観基本計画では、本市の景観を特徴づけ、景観づくりを優先的に進める地区を「景観形成重点地区」に指定しており、その一つとして細島地区を位置づけています。

細島地区は、日豊海岸から入りこんだ特徴ある地形を背景に、波が穏やかな天然の良港として、古くから国内外との物流・交流拠点として栄え、人々の行き来等で大変賑わっていました。

一方、細島地区は平地が少なく、物流や漁業等の関連施設の多くが平地に立地したため、人々の日常生活は所狭しと密集した丘陵地の住宅地が舞台となりました。また、お寺や神社等の文化的施設も斜面地に立地するなど、細島地区の人々は、その地形と上手に付き合いながらまちづくりを進めてきました。

細島地区でのこのような生業は、徐々にその姿を変えながらも次の時代へと引き継がれ、歴史として語られ、景観としてその時々その姿を映し出しています。

細島地区のように、歴史ある港と町並み、住宅が広がる丘陵地の景観とそれを包み込む自然景観を同一空間に有する地区は珍しく、大変貴重な景観が創り出されています。

そこで、細島地区に残る歴史的・文化的建造物やまち並みの保全、細島地区の景観特性を活かした良好な景観づくりを推進し、この貴重な景観を次の世代へと引継ぐため、「細島地区景観計画」を策定しました。

### 【 用語解説 】

#### 景観法

平成16年6月に制定された、我が国初めての景観についての総合的な法律。景観行政団体が「景観計画」を策定することにより、良好な景観形成のための行為の制限をはじめ、法に基づく景観づくりの様々な取り組みを活用することができます。

#### 景観行政団体

景観法に基づき、景観計画の策定など良好な景観づくりに向けて具体的な取り組みを行う団体で、景観行政を担う主体を指します。宮崎県では、本市を含めた18市町村と県が景観行政団体になっています。(平成22年2月1日現在。)

#### 日向市景観基本計画

本市の景観づくりにおける将来像を明確にし、様々な施策を景観の観点から、総合的・体系的に展開していくための計画です。平成20年4月に策定しました。

#### 日向市景観条例

市民と行政との協働により本市の景観を形成し、潤いと魅力ある豊かな郷土の実現を目指すため、景観法の施行その他景観の形成の推進に関し必要な事項を定めたものです。平成20年7月1日に全面施行されました。

#### 景観形成重点地区

優先的に景観誘導を図る地区で、市の総合計画や緊急性、地域の景観意識の醸成などを勘案し、地形、物流、経済活動などの要素を踏まえ、5地区を抽出しています。



## 2. 景観計画策定の流れ

「細島地区景観計画」の策定にあたり、本地区では、地区の代表者、地元団体の代表者などの地元住民で構成する「細島地区景観まちづくり協議会」を設置し、平成20年度から2ヶ年をかけて、景観計画の内容などを検討してきました。

平成20年度は、宮崎県景観アドバイザーを招いての勉強会、小学生を交えた景観まち歩きや景観授業などを行い、協議会委員や小学生をはじめとした本地区住民の景観に対する関心の向上に努めてきました。

平成21年度は、景観計画の本格的な策定に着手し、景観づくりの将来像や景観づくりのルール、身近なところからできる景観づくりなどについて検討してきました。

また、細島地区の方々のご意見を広くお伺いするため、当地区の全世帯を対象にした「景観計画策定に係るアンケート調査」を実施し、多くの方々から貴重なご意見をいただきました。

さらに、パブリックコメントや地区住民を対象とした計画案の報告・意見交換会、都市計画審議会や景観審議会での審議を経て、この「細島地区景観計画」が完成しました。



景観についての講演の様子



景観授業の様子（細島小学校）



景観まち歩きの様子



細島地区景観まちづくり協議会の様子



計画案の報告・意見交換会の様子



景観審議会の様子

### 3. 景観計画の構成

「景観法」では、景観計画に定めるべき内容が明記されています。

#### 【景観計画で定める必要があるもの（景観法第8条第2項）】

- 1) 景観計画の区域（景観計画区域）
- 2) 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 4) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
- 5) その他良好な景観の形成のために必要なもの

細島地区景観計画では、景観行政団体（＝日向市）が中心となった景観づくりを推進するために景観法に基づく上記項目を定めるとともに、協議会をはじめとする細島地区住民が中心となって景観づくりに取り組むことができるように細島地区独自の項目を設け、その内容を定めています。

#### 細島地区景観計画の構成

##### 第1章 細島地区景観計画の目的と構成

1. 景観計画の目的
2. 景観計画策定の流れ
3. 景観計画の構成

##### 第2章 細島地区の景観特性と課題

1. 細島地区の景観特性
2. 細島地区の景観づくりの課題

##### 第3章 景観計画区域

1. 景観計画区域

##### 第4章 景観づくりの将来像と基本方針

1. 細島地区が目指す景観づくりの将来像
2. 良好な景観づくりに関する基本方針

##### 第5章 細島らしい景観づくりに向けた取り組み方策

1. 良好な景観づくりのための行為の制限に関する事項
2. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針
3. その他の事項

##### 第6章 景観づくりの推進に向けて

1. 身近なところからはじめる景観づくりの推進
2. 継続的な景観づくりに向けた体制の構築
3. 他の計画等との連結
4. 景観計画の進行管理

朱字：景観法に基づき、景観計画に定める必要がある項目 【上記1）～4）に該当】

青字：景観法に基づき、景観計画に定めることができる項目【上記5）に該当】

緑字：細島地区独自の項目（景観法での位置づけはない）

## 第2章 細島地区の景観特性と課題

### 1. 細島地区の景観特性

#### (1) 細島地区の概況

##### 港町として栄えた歴史ある町

細島地区は、古くから港町として栄えた歴史ある町であり、細島みなと資料館（旧高鍋屋旅館及び付属屋）をはじめ、地区の至るところに由緒ある建物などが数多く残されています。



##### 斜面地に広がる住宅地

細島地区は平地が少ないことから、海岸沿いから斜面地にかけて住宅地が広がっています。また、地区東部の丘陵地では、海面の状況を確認するため、自然発生的に住宅地が形成されてきました。



##### 豊かな自然

細島商業港を挟んだ対岸の牧島山や細島地区の背後に広がる米ノ山には豊かな緑が広がっており、その一部は日豊海岸国定公園に指定されています。



##### 賑わいを生み出す祭り

細島地区では、毎年7月下旬に、航海安全と大漁を祈願するため、東西の太鼓台を激しくぶつけあって勝負を競う細島みなと祭りが行われ、多くの見物客で賑わいます。



##### 観光・交流の拠点

細島地区は、馬ヶ背や願いが叶うクルスの海など本市を代表する観光資源が隣接し、「海の駅ほそしま」が整備されるなど、観光・交流の拠点づくりが進められています。



#### (2) 細島地区の景観特性と問題点

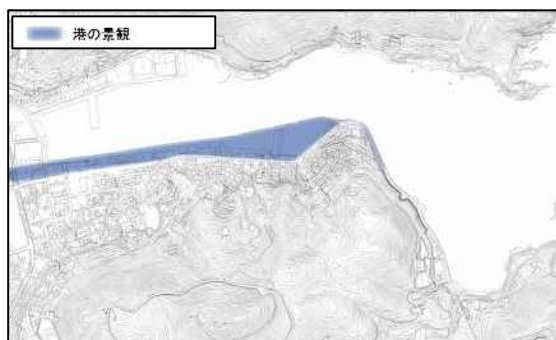
本地区の成り立ちや地理地形の特徴を踏まえると、本地区の景観は、大きく「港」「通り」「斜面地」「自然」の「要素」で構成されています。また、これらに関わる人々の生業やまちづくりの取り組みのなかで無意識に培われてきた結果が「景観資源」として顕在化したものであるといえます。そこで、細島地区の景観を構成する「要素」に着目し、要素別に細島地区の景観をひも解き、その特性や問題点を整理します。



## 港の景観

### <キーワード>

- ・ 漁業 / 漁船 / 漁業施設 / 魚の水揚げ / 干物場
- ・ 海の駅ほそしま / 日本最古の験潮場
- ・ ゴミ / 落書き
- ・ 賑わいの喪失



### <景観特性>

- ・ 漁船が並ぶ風景、魚が水揚げされる風景、魚の干物場の風景などは細島の風情を感じさせる景観である。
- ・ 漁業関連の施設が立ち並び、漁港らしい景観を創り出している。
- ・ 落ち着いたデザインの「海の駅ほそしま」や、日本最古の「験潮場」などの景観資源も点在している。

### <問題点>

- ・ まき餌などのゴミ、倉庫の落書きなどが景観を阻害している。
- ・ 漁業従事者の減少等により、人々で賑わう港の景観が失われつつある。



漁船が並ぶ風景



魚の干物場の風景



魚の水揚げの風景



海の駅ほそしま



日本最古の験潮場



魚の水揚げの風景



漁業関連施設への落書き



人通りが少ない港



## 通りの景観

### <キーワード>

- ・ 関本勘兵衛家住宅
- ・ 有栖川征討総督宮殿下御本営跡
- ・ 細島みなと資料館（旧高鍋屋旅館）
- ・ 真っ直ぐでない通り
- ・ 細島みなと祭り
- ・ 活気ある景観の喪失 / 歴史的景観の喪失



### <景観特性>

- ・ 関本勘兵衛家住宅や細島みなと資料館などの古い建物は、細島の歴史を伝える景観資源である。
- ・ 真っ直ぐでない通りは、細島らしい景観のひとつである。
- ・ 細島みなと祭りなどの伝統行事は、細島地区の文化や風習、季節を感じさせる景観である。

### <問題点>

- ・ かつては銀座通りなどに商家、倉庫、旅館などが建ち並び、港町として賑わっていたが、今では人通りが少なく、活気ある景観が失われている。
- ・ 建物の老朽化や自由なデザインによる建物の新築等により、風情ある歴史的景観が失われつつある。



関本勘兵衛家住宅



関本勘兵衛家住宅（庭）



道路元標



細島みなと資料館



有栖川征討総督宮殿下御本営跡



細島みなと祭り



真っ直ぐでない通り



人通りが少ない通り

## 斜面地の景観

### <キーワード>

- ・斜面住宅 / 路地
- ・妙国寺 / 銚島神社 / 観音寺
- ・官軍墓地 / 常夜燈 / 石垣
- ・四季の丘 / 桜ヶ丘 / 眺望景観
- ・サクラ / イチョウ / 紅葉
- ・景観への配慮 / 空き家・空き地の増加



### <景観特性>

- ・住宅が斜面に積み重なるように建ち並んでおり、曲がりくねった細い路地と相まって、細島らしい景観を創り出している。
- ・妙国寺や銚島神社、官軍墓地、常夜燈、石垣などの歴史的・文化的景観資源や点在している。
- ・斜面地からは細島地区の眺望景観を楽しむことができる。
- ・細島小学校のイチョウ、妙国寺庭園の紅葉など、地域の景観のシンボルとなる樹木がある。

### <問題点>

- ・斜面の一部がコンクリート擁壁で覆われていたり、自由なデザインによる建物の新築が進むなど、景観への配慮に欠けている。
- ・狭小道路のため住居の建て替えが進まず、空き家や空き地が増えており、景観を阻害している。



斜面に広がる住宅地の景観



斜面地の細い路地



米の山山腹にある常夜燈



斜面地に残る石垣



斜面地からの眺望



斜面地からの眺望



妙国寺庭園の紅葉



細島小学校のイチョウ



斜面地に増える空き地



## 細島地区を取り囲む自然景観

### <キーワード>

- ・豊かな自然景観（細島商業港 / 牧島山 / 米の山）
- ・景勝地が近接（馬ヶ背 / 願いが叶うクルスの海）
- ・ゴミの不法投棄による景観阻害



### <景観特性>

- ・細島地区の前面には細島商業港や牧島山が、背後には米の山が控えており、豊かな自然景観に囲まれている。
- ・馬ヶ背や願いが叶うクルスの海などの景勝地が近接しており、周辺地域の観光ルートの起終点となっている。
- ・御銚ヶ浦周辺には砂浜が広がり、夏は海水浴場として賑わうとともに、背後には自然景観と調和した御銚ヶ浦公園が整備され、付近からは細島商業港の入口の景観を眺望することができる。

### <問題点>

- ・ゴミの不法投棄などにより、自然景観が阻害されている。



細島商業港



細島地区前面に広がる牧島山



細島地区前面に広がる牧島山



細島地区の背後に控える米の山



馬ヶ背



願いが叶うクルスの海



自然景観を活かした妙国寺庭園



馬ヶ背茶屋から細島商業港を望む



御銚ヶ浦公園から日豊海岸を望む



## 細島地区における景観づくりの取り組み

### <キーワード>

- ・細島地区景観まちづくり協議会
- ・景観づくりの必要性の浸透
- ・まち並み全体を保全する取り組み
- ・看板・案内板の不足



### <取り組みの特性>

- ・「細島地区景観まちづくり協議会」を中心とした景観づくりの取り組みが進められている。

### <問題点>

- ・景観づくりの必要性などが地域に十分に浸透していない。
- ・建物等の保全が個人での取り組みにとどまっており、まち並み全体を保全する取り組みが不十分である。
- ・景観資源を紹介する看板や案内板等が不足しており、来街者への情報提供が不十分である。



景観まち歩きの様子



細島地区景観まちづくり協議会の様子



細島地区景観まちづくり協議会の様子



子ども達による清掃活動



歴史的資源の案内板



歴史的資源の案内板



観光サインの状況



誘導サイン



文化資源の案内板

## 2. 細島地区の景観づくりの課題

### 景観づくりは「地域づくり」

- ・「良好な景観づくり」は「市民の共有財産」です。
- ・また、景観づくりは「地域づくりの一つの要素」であり、「地域の活性化の手段」でもあります。
- ・細島地区は景観資源の宝庫であることから「日向市景観基本計画」において「景観形成重点地区」に指定されており、日向市の景観づくりを先導する地区として、地域の皆さんが主体となった景観づくりが期待されています。

細島地区の貴重な景観資源を活かし、地域づくりに繋げていくためには、景観づくりの課題を明らかにし、課題解決に向けた取り組みを推進していくことが必要です。そこで、景観特性と問題を踏まえ、細島地区の景観づくりにおいて解決すべき課題について整理します。

### (1) まとまりのある細島らしい景観の保全

- ・細島地区は、港の景観をはじめ、斜面の景観、自然景観などが折り重なり、それらがまとまることにより細島らしい景観を形成しています。
- ・また当地区には、妙国寺庭園をはじめ、日本最古の駿潮場、鉾島神社、細島みなと資料館など、歴史的な景観資源が各所に点在しており、細島らしい景観の一部となっています。
- ・一方で、老朽化などによる歴史的な景観資源の減少や、不法投棄などによる自然景観の阻害など、細島らしい景観の喪失が危惧されます。
- ・そのため、細島らしい貴重な景観を保全し、守っていくとともに、地区全体で景観づくりを進めていくことが必要です。

### (2) 景観づくりを通じた豊かな生活環境の形成

- ・魚の水揚げや干物場の風景、細島みなと祭りの風景、斜面地などの住宅の風景などは、当地区の日々の暮らしを表す景観であり、人々の普段の生活の中で育まれてきた景観です。
- ・一方で、日向岬へのアクセス道路周辺では観光周遊ルートにふさわしい景観づくりが求められるなど、生活環境と景観づくりとの調和、景観づくりを通じた豊かな生活環境の形成が課題となっています。

### (3) 細島らしい景観資源の地域活性化への活用

- ・当地区は日豊海岸の観光周遊ルートの起終点であり、「海の駅ほそしま」が整備されるなど新たな集客・回遊拠点が形成され、当地区の景観が来街者の目に触れる機会が多くなっていますが、そのポテンシャルを充分には活かしきれていません。
- ・そのため、当地区の特性を活かし、既存の景観資源の保全と調和を進めながら、新たな景観資源を発掘し、観光資源として活用していくことが必要です。

### (4) 景観づくりを担う人材の育成と活動団体の自立

- ・当地区では、地域住民等で構成される「細島地区景観まちづくり協議会」が中心となり、まち歩きや小学校における景観授業などが開催されています。
- ・一方で、これらの取り組みは、少なからず行政等の関わりの中で行われてきたことから、景観づくりの取り組みを担う人材の育成や、自立した景観づくりの取り組みが今後の課題となっています。



## 第3章 景観計画区域

### 1. 景観計画区域（景観法第8条第2項第1号に関する事項）

細島地区には、細島商業港を中心に様々な景観資源が点在しています。そのため、細島らしい景観づくりを推進するためには、それらを対象にした景観計画を策定するとともに、当該計画に基づき、景観づくりを計画的かつ確実に実施していくことが重要です。そこで、細島地区景観計画の対象となる景観計画区域を、以下の図のように定めます。



景観計画区域



## 第4章 景観づくりの将来像と基本方針

### 1. 細島地区が目指す景観づくりの将来像

細島地区の景観特性を踏まえ、景観計画区域内で進める景観づくりについて、以下のような将来像を定めます。

## 歴史に潮風が香るやすらぎの港町細島

細島地区は、複雑に入り組んだ日豊海岸、米の山、牧島山に囲まれ、自然に恵まれたまちです。私たちの祖先は、自然豊かなこの地に住居を構え、海を中心に生業を営んできました。

また、かつては交通の要衝としても栄え、港をはじめ、鉄道や旅館などの施設が整備され、多くの人が行き来し、賑わいのある、人情味あふれるまちが築かれてきました。

しかし、その賑わいは徐々に影を潜め、人口の減少が続くようになりました。一方で、古い建造物、斜面地に広がる住宅、斜面地を駆け上る細い路地など、これまで築き上げられてきた町の歴史を語る様々な景観が今でもこの地に凝縮されており、まとまりのある落ち着いたまち並みを創り出しています。

私たちは、この恵まれた自然の中で築き上げられてきた町の歴史そのものが細島地区の景観であることを記憶に残し、その恵まれた景観を「宝」として子どもたちに引き継ぐとともに、この港町が、将来にわたり、暮らす人、訪れる人にとって癒され、やすらげる景観であり続けることを願い、景観づくりの将来像に「歴史に潮風が香るやすらぎの港町細島」を掲げました。

(細島地区景観まちづくり協議会)

### 2. 良好な景観づくりに関する基本方針 (景観法第8条第2項第2号に関する事項)

細島地区の景観づくりの将来像を実現するため、私たち地区住民や市民、事業者、行政は、以下に掲げる良好な景観づくりに関する基本方針に従い、景観づくりを進めていきます。

#### (1) 細島地区が一体となって景観づくりを進めるためのルールづくりの推進

- ・ 風情ある港の景観、斜面の景観、自然景観、通りに点在する歴史的景観などを活かし、地区住民の生活と密着し多様な景観資源が調和した細島らしい景観づくりを一体的に推進します。
- ・ 港を中心とした細島地区の多様で調和した景観を守るため、地区全体で景観づくりを進めるためのルールづくりを推進します。



## (2) 細島地区に点在する景観資源の育成

- ・関本勘兵衛家住宅や駿潮場をはじめとする歴史的建造物などの保全を、地区住民と行政との連携・協働によって継続するとともに、まちづくり活動等での活用の可能性について検討します。
- ・また、地区住民が中心となった景観資源の保全・育成を推進するとともに、地区住民等による景観資源の保全・育成ができるよう、制度の整備を推進します。



## (3) 観光資源としての活用と新たな景観資源の発掘

- ・景観資源を紹介する案内板等を充実させ、細島地区の景観資源の魅力を発信するとともに、細島地区の景観資源を巡る回遊ルートの充実を図り、景観資源を観光資源として活用します。
- ・また、例えば常夜燈などのまだあまり知られていない新たな景観資源の発掘、再生を推進します。



## (4) 行政と地区住民の連携による、身近な景観づくりの取り組みの推進

- ・「細島地区景観まちづくり協議会」を細島地区の景観づくりを主体的に担う協議会へと発展させ、身近なところから景観づくりに取り組みます。
- ・まちづくり協議会等が中心となって取り組む景観づくりに対して、例えば必要な情報の提供や景観アドバイザーの派遣など、地区住民等が中心となった景観づくりの取り組みへの支援の充実を図ります。



# 第5章 細島らしい景観づくりに向けた取り組み方策

## 1. 良好な景観づくりのための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第3号に関する事項)

細島地区では、細島らしい景観づくりを地区全体で一体的に進めていくため、景観づくりのルール（景観形成基準）を定めるとともに、一定の行為を行う際にあらかじめ市に「届出」を行い、その行為が景観形成基準に適合しているかを確認します。

### (1) 届出対象行為

景観計画区域内において、以下に定める行為を行う際は、あらかじめ市に届出を行う必要があります。ただし、以下の管理行為や軽微な行為等については、届出を行う必要はありません。

届出対象行為	届出の規模
<b>建築物<sup>1</sup>の建築等</b> ・新築、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更することとなる修繕、模様替え、 <b>色彩の変更</b>	すべての行為 <sup>4</sup>
<b>工作物<sup>2</sup>の建設等</b> ・新設、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更することとなる修繕、模様替え、 <b>色彩の変更</b>	<b>高さが3mを超える行為<sup>4</sup></b> 増築・改築等により上記規模に達するもの及び上記規模の工作物の一部の外観の変更を含む
<b>開発行為<sup>3</sup></b>	市街化区域：1,000㎡以上の行為 <sup>4</sup>
	市街化調整区域：すべての行為 <sup>4</sup>
<b>物件の堆積</b> ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<b>10㎡以上の行為<sup>4</sup>若しくは高さ1.5mを超える行為<sup>4</sup></b>

**色彩の変更**については、建築基準法に基づく建築確認申請は不要ですが、景観法に基づく届出は必要です。

- 1：建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物とする。
- 2：日向市景観条例施行規則（平成20年3月26日規則第12号第2条）に規定する工作物とする。
- 3：都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為とする。
- 4：通常の管理行為、軽微な行為、非常災害のために必要な応急措置として行う行為などは届出の対象とならない。（景観法等に定められています。下記参照。）

【景観法景観法施行令（平成十六年十二月十五日政令第三百九十八号）第8条より抜粋】

地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

仮設の工作物の建設等

除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採、仮植した木竹の伐採、測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採、

法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 など



(2) 景観形成基準

(1) で示した届出対象行為については、下記の基準を満たす必要があります。

建築物の建築等、工作物の建設等における景観形成基準

項 目		景観形成基準の内容																		
建築物・工作物本体について	形態意匠	<p>自然景観や歴史的景観など周辺の景観との調和に配慮する。</p> <p>隣接する建築物と軒先を揃えるなど、周辺の建築物等との調和に配慮し、一体的な街並みの形成に努める。</p> <p>屋根はできる限り勾配をつけるように努める。</p>																		
	材質	<p>基本となる材質等を周囲と調和させ、違和感の少ない材料を使用する。</p> <p>強い陽射しや経年変化による退色、汚れ、損傷に強い材料を選択する。</p>																		
	色 彩	<p>周囲の色彩と調和した色彩とする。</p> <p>広い面積を占める基調色は、マンセル表色系で示す以下の基準を超えないこと。ただし、素材色は適用外とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">5R～4.9YR (赤系～黄赤系の色)</td> <td>4以上8未満の場合</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>8以上の場合</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5YR～5Y (黄赤系～黄系の色)</td> <td>4以上8未満の場合</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>8以上の場合</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>4以上8未満の場合</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>8以上の場合</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>大規模建築物等の色彩誘導「生活系施設の推奨色」の基準値に準拠</p> <p>屋根の色は、無彩色を基調とし、周辺の街並みに配慮した低明度、低彩度の色彩の使用に努める。</p>	色相	明度	彩度	5R～4.9YR (赤系～黄赤系の色)	4以上8未満の場合	3以下	8以上の場合	2以下	5YR～5Y (黄赤系～黄系の色)	4以上8未満の場合	4以下	8以上の場合	2以下	その他	4以上8未満の場合	2以下	8以上の場合	1以下
		色相	明度	彩度																
		5R～4.9YR (赤系～黄赤系の色)	4以上8未満の場合	3以下																
8以上の場合			2以下																	
5YR～5Y (黄赤系～黄系の色)	4以上8未満の場合	4以下																		
	8以上の場合	2以下																		
その他	4以上8未満の場合	2以下																		
	8以上の場合	1以下																		
高さ	<p>周囲の地形等と調和した高さにする。</p> <p>四季の丘公園や桜ヶ丘、西南の役官軍墓地などからの眺望を阻害しないような高さとし、できる限り3階建て以下若しくは同等程度以下の高さに抑えるようにする。</p>																			
壁面の位置	<p>街並みの連続性を保つため、壁面の位置をできる限り隣接する建築物等と揃えるなどの工夫をする。</p>																			
本体以外について	屋外設置物	<p>屋外に設ける設備は、外部から目立たないようにその色や設置方法などを工夫する。</p>																		
	駐車場・駐輪場	<p>駐車場・駐輪場の設置にあたっては、周辺の建築物等との調和に努めるとともに、緑化や舗装デザインに配慮する。</p>																		
	植栽	<p>敷地内の既存樹木は極力保全し、修景に活かすようにする。</p> <p>敷地内のオープンスペースや建物の緑化に努める。</p> <p>周辺植生に調和する樹種を選択するようにする。</p>																		
	塀	<p>道路に接する部分では、ブロック塀などは避け、できる限り植栽（生垣）とする。</p>																		
	石垣	<p>斜面地等に残る石垣をできる限り活用する。</p>																		
	その他	<p>道路に面する部分及び道路付帯工作物には、道路からの見え方を考慮し、物品や洗濯物の集積などを工夫する。</p>																		

## 開発行為における景観形成基準

項 目	景観形成基準の内容
造 成	<p>造成は必要最小限にする。</p> <p>行為前の地形を活かした造成を行い、行為後の地形が周囲の地形と著しく不調和とならないようにする。</p>
眺 望	<p>四季の丘公園や桜ヶ丘、西南の役官軍墓地などからの眺望に配慮した造成とする。</p>
法 面	<p>法面が生じた場合は、素材の工夫や緑化などにより、周囲の景観と調和するように努める。</p>
緑 化	<p>敷地内の木竹や地域のシンボルとなっている樹木については、できる限り保全する。</p> <p>緑化や植樹等による隠蔽を行い、周囲の景観と調和するように努める。</p>

## 物件の堆積における景観形成基準

景観形成基準の内容
<p>堆積の規模は必要最小限とし、周辺の景観に配慮する。</p> <p>道路側から堆積物が見えないように植栽や塀を設けるなどの配慮に努める。</p>

## 2. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第4号に関する事項)

細島地区の景観づくりの将来像を実現する上で重要な建造物や樹木を保全し、地域づくりに活かしていくため、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を以下のように定めます。市では、今後、この方針に即して具体の指定を検討していきます。「景観重要建造物」などに指定されると、景観行政団体の長の許可なしに現状の変更ができなくなる一方で、建築基準法の規制の緩和や景観整備機構による管理などを受けることができるようになります。

### (1) 景観重要建造物の指定の方針

細島地区において景観づくりを進める上で重要となる建造物（以下、景観重要建造物）を保全し、細島らしい魅力ある景観づくりに活かしていくため、景観重要建造物の指定の方針を以下のように定めます。

細島地区の景観を特徴づけ、住民や市民、来訪者に親しまれている建造物  
細島地区の歴史や文化、生業を表している建造物  
歴史的な建築様式を継承したもの又は国の登録文化財等の登録に値する建造物  
その他細島地区の景観特性と調和し、次の世代へ引き継ぐべき建造物

### (2) 景観重要樹木の指定の方針

細島地区において景観づくりを進める上で重要となる樹木（以下、景観重要樹木）を保全し、細島らしい魅力ある景観づくりに活かしていくため、景観重要樹木の指定の方針を以下のように定めます。

細島地区の景観を特徴づけ、住民や市民、来訪者に親しまれている樹木  
細島地区のシンボリックな存在となっている樹木  
その他細島地区の景観特性と調和し、次の世代へ引き継ぐべき樹木

#### 【 用語解説 】

##### 景観整備機構

景観づくりに対する地域住民の取り組みを支援する組織。NPO法人や公益法人等を位置づける制度であり、景観行政団体の長が指名することができます。景観整備機構は、良好な景観づくりを行う者に対する情報提供、景観重要建造物等の管理、良好な景観づくりに関する調査研究等を行います。

##### 景観重要建造物

景観づくりを進める上で重要となる建造物。景観行政団体の長（日向市では日向市長）が「指定の方針」等に従って指定することができます。景観重要建造物に指定されると、許可なく増築、改築、移転などをすることができません。また、良好な景観が損なわれないよう適切に管理することが求められます。なお指定のメリットとして、所有者との管理協定により景観整備機構等の管理が可能となったり、斜線制限の適用除外など条例により建築基準法の制限を緩和したりすることができます。

##### 景観重要樹木

景観づくりを進める上で重要となる樹木。景観行政団体の長（日向市では日向市長）が「指定の方針」等に従って指定することができます。景観重要樹木に指定されると、許可なく伐採、移植をすることができません。また、良好な景観が損なわれないよう適切に管理することが求められます。なお、指定のメリットとして、所有者との管理協定により景観整備機構等の管理が可能となります。



### 3. その他の事項

景観法では下記の制度についても位置づけられており、地域の実情に応じて定めることができます。細島地区では現時点でその必要性が低いいため定めませんが、今後、必要性が生じた場合に定めていきます。

#### (1) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する

##### 行為の制限に関する事項(景観法第8条第2項第5号イ)

屋外広告物は、賑わいあるまち並みを演出するなどの景観面での効果がある一方、無秩序な設置や地域の景観との調和に配慮しない設置は、地域の良好な景観を阻害する要因にもなります。

そのため、宮崎県では、都市・自然景観の維持と危害を防止することを目的とした屋外広告物条例が定められており、日向市においても県の条例に基づいた取り組みが行われています。

細島地区においては、現在のところ、屋外広告物に関して際立つ問題は生じていないことから、今後も県の条例に基づく取り組みを継続していきます。

ただし、今後、細島地区において、屋外広告物に関する問題等が顕在化した場合は、屋外広告物に対する地区独自の取り組みを検討します。

## (2) 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第5号ロ)

道路、河川、公園などの公共施設は、地域の景観を構成する主要な要素の一つであり、公共施設が地域の景観づくりに果たす役割は大きく、その整備に当たっては周辺景観への配慮が特に求められます。

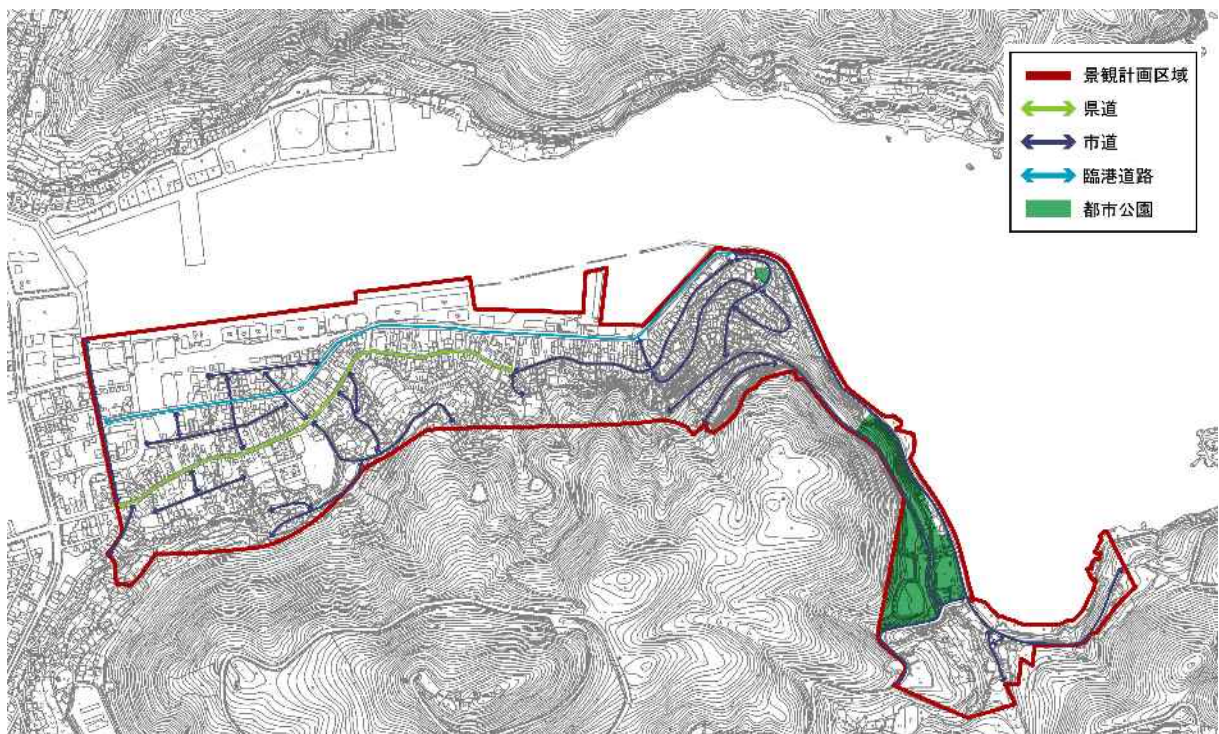
そこで、以下の公共施設を「景観重要公共施設」として定めます。今後、細島地区において景観重要公共施設の整備を行う際は、「日向市公共事業景観形成指針」に定めた内容の検討を行うとともに、周囲の景観に十分配慮し、指針に示す基準に即した整備を行います。

また、必要に応じて、景観重要公共施設の整備に関する細島地区独自のルールについて検討します。

### 景観重要公共施設

細島地区景観計画では、以下の公共施設を景観重要公共施設として定めます。

- 1) 道路法及び港湾法による道路
- 2) 都市公園法に基づく都市公園



景観重要公共施設の位置

景観重要公共施設の整備に関する事項

整備に際しては、本計画の方針に加え、以下の事項に基づくとします。

[基本方針]

整備に関する事項（基本方針）	
1.	自然景観や歴史的建造物等の景観資源を保全、活用した景観形成に努めること。
2.	公共事業等による景観形成は、まちづくりの一環であるという視点に立ち、周辺の他の施設との景観上の秩序を明らかにした上で、調和や統一性に配慮すること。 また、行為地内に複数の公共施設を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
3.	大規模な公共建築物、公園、橋詰広場、ポケットパーク等の行為地内には、地域の優れた景観を眺望できる快適な空間を視点場として整備するよう努めること。
4.	設計に当たっては、遠景、中景、近景等、異なる視点からの検討を行うよう努めること。 なお、道路等の視点が移動する公共施設については、立ち止って見る景観又は視点が動いているときの景観の特性の違いに配慮すること。
5.	設計に当たっては、行為地内の景観を損ねている要素の修景に努めること。 また、擁壁、さく等の工作物、法面及び建築物の表面に安易に描画、文字の記入等を行わないこと。 なお、地域性を演出する場合は、景観に与える影響を十分に検討した上でデザインを選定すること。
6.	設計に当たっては、四季の変化、終日の光の変化、夜景等を考慮するよう努めること。
7.	設計に当たっては、公共的空間と私的空間との境界、道路、公園、河川等種類の異なる公共施設の境界、異なる材料の境界等の景観上の秩序を明らかにし、全体として基調の整った中でも、必要に応じメリハリのあるデザインとなるよう努めること。

[個別事項]

項目	整備に関する事項（個別事項）
1. 法面	法面は、現況の地形・地質に応じた構造とし、できる限り緑化可能な工法の導入に努めること。 また、緑化する場合は、在来種を主体としたその地域に適した種類を選定するとともに、既存植生の保存、周辺の景観との調和に配慮する。
2. 擁壁・護岸	擁壁は、長大にならないよう工法等を検討し、圧迫感を和らげるよう工夫するとともに、周辺の景観との調和及び周囲の緑化に配慮する。
3. 防護柵	防護柵の構造・形態・素材及び色彩は、安全性及び維持管理に支障のない範囲内において、周辺の景観との調和、地域の特性や統一性に配慮する。
4. 舗装	舗装の素材、色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。 特にカラー舗装については十分な検討を要する。
5. 植栽（緑化）	できる限り緑化することを念頭に置き、植栽については、周辺の樹木との調和、地域の特性に配慮するとともに、既存の樹木の保全に努める。
6. 公共広告物	案内看板等の公共広告物については、整理統合に努めるとともに、設置数、設置場所、形態、色彩、素材については、周辺との調和に配慮する。
7. 照明施設	照明施設は、夜間の景観を考慮し、光の色や強さ等を工夫するとともに、設置数を最小限にとどめ、施設自体が周囲の景観を損なわないよう配慮する。
8. 外観の色彩	公共施設の外観には、不快感を与える色彩を使用せず、周囲の景観との調和に努めることとし、マンセル表色系による彩度6以下とする。
9. 維持管理	公共施設の維持管理については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、良好な景観を維持できるよう、適正な管理、修繕・補修に努める。



## 第6章 景観づくりの推進に向けて

### 1. 身近なところからはじめる景観づくりの推進

細島地区では、景観法に基づく取り組みとあわせ、地区住民が中心となり、身近なところから景観づくりに取り組んでいきます。

#### (1) 身近なところからはじめる景観づくりのアイデア（細島地区景観まちづくり協議会の提案）

細島地区景観まちづくり協議会では、身近なところから始める景観づくりの取り組みとして以下のようなアイデアが出されました。これらのアイデアについては、今後、市の支援を受けながら、地元の区長会をはじめ、まちづくり組織や民間団体を中心となって具体の検討を行っていきます。

##### 細島地区の景観資源を「学ぶ」取り組み

- ・話し合いの場づくり
- ・情報発信
- ・子どもを対象にした景観学習の実施
- ・写真コンクール／絵画コンクールの開催
- ・「細島景観の日」の制定と景観イベントの開催（四季の丘でのお茶のふるまい など）
- ・子どもによる作文の作成（「私たちのまち細島」をテーマとした作文 など）
- ・公民館などを活用した景観に関する発表会の開催 など

##### 細島地区の景観資源を「守る」取り組み

- ・清掃活動の実施（身近なところから実施／月1回親子清掃日を決めて実施／イベント的に実施 など）
- ・雰囲気ある街並みを維持する取り組みの実施
- ・細島地区を特徴づける景観資源を残す取り組みの実施（古い建物、石の道、細い路地 など）
- ・常夜燈の保存に向けた活動の実施 など

##### 細島地区の景観資源を「育てる（活かす）」取り組み

- ・魅力ある散策ルートの形成
- ・屋号マップなど細島の景観資源を記したマップの作成
- ・細島地区の景観を楽しむまち歩きイベントの開催（区別の「歩こう会」を「景観」を意識しながら細島地区全体で実施 など）
- ・古い建物や倉庫を活用したコンサートの開催
- ・水路や地蔵の活用
- ・朝市など細島の景観や雰囲気に相応しいイベントの開催 など

##### 細島地区の景観資源を「直す（整理する）」取り組み

- ・豊かな街並みの復活に向けた取り組みの実施（個人宅における緑を増やす取り組みの実施 など）
- ・空き家の有効活用（まちづくりの核となる拠点づくり など） など

##### 細島地区の景観資源を「創る」取り組み

- ・細島地区全区における花いっぱい運動の実施
- ・行政との協働による案内板（景観資源の説明板や観光ルートの案内板 など）の検討 など

(2) 身近なところからはじめる景観づくりの具体策（細島地区景観まちづくり協議会の提案）

細島地区景観まちづくり協議会では、特に実施したい身近な景観づくりの取り組みについて、その内容や取り組む上での課題について検討しました。その結果を以下に整理しますが、その実現に向けては、取り組みの主体となる地区住民を中心とした組織の立ち上げ、取り組み方法の検討や具体的な行動が必要です。

「学ぶ」取り組みの具体策

1) 細島の景観について語る「場づくり」（「学ぶ」取り組み）

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来像の実現に向けて、地区住民が中心となった景観づくりを進めていくため、景観資源の保全や活用に向けた景観づくりについての話し合いの「場」づくりを推進する。</li> <li>・この話し合いの「場」は、景観づくりの取り組みの検討・実施はもちろん、例えば、細島地区の景観に対して影響を及ぼす公共施設の整備に際して行政が細島地区に相談する場合等において活用されることも期待される。</li> </ul>
取り組む上での課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局機能の担い手</li> <li>・話し合う「場」の開催頻度</li> <li>・話し合う「場」への参加者</li> <li>・話し合う「場」での具体的な検討内容 など</li> </ul>

2) 細島の景観づくりに関する「情報発信」

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回覧板、広報誌、ホームページなどを活用し、細島地区で取り組まれている景観づくりについて、区長だけではなく地区住民や日向市民に向けて発信し、景観づくりの取り組みの周知を図り、景観づくりへの参加を呼びかけるとともに、細島地区に来訪者を呼び込むツールとしても活用する。</li> </ul>
取り組む上での課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信の主体</li> <li>・情報発信の頻度と手段、具体的な内容</li> <li>・景観について感心を持ってもらうための情報発信方法の工夫</li> <li>・若い人に対する情報の浸透</li> <li>・継続的な情報発信に向けたモチベーションの維持 など</li> </ul>

3) 細島の景観の魅力を次世代に伝える「景観授業」

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細島地区の景観に対する意識を醸成し、細島地区の景観づくりを担う人材を育てるため、細島小学校の教師や児童などを対象に景観授業を実施する。</li> <li>・また、景観授業を通じて、小学生による景観資源の案内やボランティアガイドの育成にも努める。</li> </ul>
取り組む上での課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業の詳細（授業の方法や内容など）の検討</li> <li>・小学校などの教育関係機関との調整・協力 など</li> </ul>

4) 細島の景観の魅力を再発見する「写真(絵画)コンクール」

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細島地区の景観の魅力を再発見するため、写真あるいは絵画コンクールを開催する。</li> <li>・例えば、細島小学校の児童による絵画コンクールの開催や、大人を募集の対象とした写真コンクールなどが考えられる。</li> <li>・撮影された写真や描かれた絵画に対して表彰制度を設け、入賞した作品を海の駅ほそしまに展示することなども考えられる。</li> </ul>
取り組む上での課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクールの開催主体</li> <li>・事務局機能の担い手</li> <li>・コンクールの開催時期や参加の募集方法</li> <li>・小学校など教育関係機関等との調整・協力 など</li> </ul>

5) 細島の景観を見つめ直す「細島景観の日」

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法を所管する国土交通省、農林水産省及び環境省において制定された「景観の日(6月1日)」を「細島景観の日」とし、細島の景観に対する関心を高めるため、景観に関する様々なイベントを開催する。</li> <li>(イベントの案) 清掃活動の実施 / お茶やソーダ饅頭の提供 / まち歩きイベントの実施 / 光の点灯 / 宝島会による宝さがし など</li> </ul>
取り組む上での課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントの実施主体</li> <li>・イベントの周知やPRの方法</li> <li>・イベントのための資金調達の方法 など</li> </ul>

「守る」取り組みの具体策

1) 細島の景観への愛着を育む「清掃活動」

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミのないきれいな細島地区を目指すとともに、細島地区の景観に対する愛着を育むため、清掃活動を実施する。</li> <li>・例えば、細島地区全体で取り組んだり、月1回程度実施したり、子どもも大人も参加できる清掃活動としたりすることなどが考えられる。</li> </ul>
取り組む上での課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者の呼びかけの方法</li> <li>・参加者の確保の方法</li> <li>・取り組みに対する地区住民の理解や意識高揚、地区外へのPR など</li> </ul>



「育てる(活かす)」取り組みの具体策

1) 細島の景観を体感できる魅力ある「散策ルートづくり」

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客が細島地区の景観資源を無駄なく散策できるようルートの整理を行うとともに、景観資源を広く来訪者に知ってもらうため新たな散策ルートを開発する。</li> </ul>
取り組む上での課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討体制の構築</li> <li>・開発したルートの周知方法の検討</li> <li>・ルート上に位置する景観資源の保全            など</li> </ul>

2) 細島のまちの歴史を掘り起こす「細島屋号マップ」

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細島地区に残る「屋号」を掘り起こすとともに、新たな景観資源としてPRしていくため、細島屋号マップを作成する。</li> <li>・例えば、地元が中心となった調査の実施、観光マップのようなマップ形態、それぞれの家のお宝などを併せた記載などが考えられる。</li> </ul>
取り組む上での課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋号調査等を含めたマップ作りの体制の構築</li> <li>・マップ作成の費用の調達            など</li> </ul>

「創る」取り組みの具体策

1) 細島の新たな景観資源となる「花であふれる街並みづくり」

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細島地区の新たな景観資源（花が咲き乱れる並木通りなど）となることを目指し、花を付ける樹木を臨港道路等の沿線に植栽する。</li> </ul>
取り組む上での課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰が植栽するのか</li> <li>・植栽のための費用の捻出</li> <li>・植栽する樹木の検討</li> <li>・植栽した樹木の維持・管理方法の検討            など</li> </ul>

### (3) 他都市における景観づくりの取り組み事例

全国各地では、様々な景観づくりの取り組みが実施されています。ここでは、細島地区景観まちづくり協議会の提案を実現する上で参考となる事例を紹介します。

#### 絵画展の開催

No.7	<b>スケッチしよう！ わたしが好きな場所</b> わたしが好きなまちかどスケッチ展 神奈川県平塚市
	<p>❖小学校高学年を対象に、住むまちの自分の好きな場所や絵になる風景のスケッチを募集、展示する「わたしが好きなまちかどスケッチ展」。</p> <p>❖まちの中をよく見て、好きな場所や絵の題材となる場所を探すことがきっかけとなり、身近な暮らしの中にも素晴らしい景観や風景があることに気づき、「まちなみ」や「まちかど」に目を向けるようになることが期待されます。</p>
<b>詳細</b>	<p>○対象：市内の小学校4、5、6年生</p> <p>○目的：スケッチする場所を探す行為を通じて、身の回りの景観の良さに気付くきっかけとする。</p>
<p>○内容・特徴：「まちかど」や「みちすじ」等の身近な風景のスケッチを募集し、優秀な作品を表彰する。</p>	<p>○平成19年募集概要</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>・募集作品：まちかどスケッチ（「まちかど」や「みちすじ」等の身近な風景） ※サイズ、画材等は自由</li><li>・テーマ：「子どもの視点から「景観」を考える」</li><li>・募集対象：住むまちや地域に関心を持つようになると思われる、小学校高学年を対象とする。</li><li>・募集期間：9月1日～15日（夏休み期間にスケッチができるように設定）</li><li>・審査員：教育委員会指導室長より推薦のあった、指導主事の先生3名。</li><li>・選考方法：4年生、5年生、6年生から各3点ずつを選定。</li><li>・評価の視点：技巧性や表現力だけでなく、テーマに沿うもの。描きたい対象が明らかで、構図や色彩に工夫があり、景観を考える上で水俣に富むもの。</li><li>・応募総数：245点</li><li>・作品展示：10月31日～11月4日まで、応募作品全てを平塚市美術館市民ギャラリーに展示。</li></ul>	
<p>●過去の応募作品</p> 	<p>●絵画展の様子</p> 

出典：国土交通省 景観まちづくり教育 (<http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gakushu/index.htm>)

## まち歩きを開催

### ふるさとガイド名人に連れられて 景観見て歩き

No.15

ふるさと秦野景観見て歩き 神奈川県秦野市



- ❖地区の住民自らが「ふるさとガイド名人」になって、地区ごとの様々な見どころ景観を案内します。
- ❖住民がルートを決め、住民が見どころ冊子をまとめ、住民がガイドになることで、景観を身近なものに感じてもらいます。
- ❖さらに、地域の子どもたち等との交流会も同時に開催することで、身の回りの景観を再発見し、好きになってもらえる取り組みを実施しています。

#### 詳細

○対象：市民

○内容・特徴：地区毎に、「ふるさとガイド名人」の案内により、市内の景観を再発見・再確認する。

#### ○実施概要

- ・募集方法：広報や地域情報紙の記事、ホームページ、公共施設でのチラシ配布等。
- ・参加費：無料。
- ・ルート：地区毎に組織された実行委員会により決定。
- ・教材：実行委員会により見所をまとめた冊子が作成され、当日に参加者に配布。

#### ○各地区での実施概要

地区名	実施日	参加者数	内容・テーマ
上地区	平成16年11月21日(土)	72名	秦野の桃源郷を歩く
鶴巻地区	平成17年7月23日(土)	66名	明治時代からの耕地整理と温泉郷
木町地区	平成17年9月18日(日)	32名	秦野の水道史等
大板地区	平成17年9月28日(水)	33名	中世秦野の歴史遺産
北地区	平成17年10月1日(土)	20名	丹沢山麓、盆地の扇頂の美しい景観
東地区	平成17年10月8日(土)	32名	丹沢山麓の美しい景観、歴史・文化の故郷
南地区	平成17年10月22日(土)	33名	清水がわき出る湧水群の里
西地区	平成17年10月29日(日)	43名	美しい里山と雄大な丹沢の眺望



各地区での「見て歩き」の様子

#### 実施内容例：上地区の実施内容

◇時間：午前9時～午後1時半

- ◇内容
- ・第一部 見て歩き：「ふるさとガイド名人」の案内による散策
  - ・第二部 交流会：参加者と、地元小学校の児童、「ふるさとガイド名人」の交流会
  - ・第三部 歌のプレゼント：合唱団による歌の披露



世界遺産登録を目指した景観づくり勉強会！

No.38

景観形成のための街づくり勉強会 群馬県富岡市



- ❖まちの歴史的遺産を世界遺産に登録することを目標に、周辺の景観のあり方を検討する「街づくり勉強会」。
- ❖まちの歴史や景観形成についての勉強会や、歴史的遺産を活用したまちづくりの先進地の視察等を通じて、「わがまちの景観の、目標像が見えてきます。
- ❖世界に誇れるまちづくりを目指して、少しずつ、しかし確実に、景観に対する意識が育まれていきます。

**詳細**

○対象：市内外の住民

○目的：歴史的遺産を活用したまちづくりを進めるために、「旧官営富岡製糸場」の世界遺産登録を目標に、周辺部の景観形成について学習する。

○内容・特徴：講演会や先進地視察等を通じて、「旧官営富岡製糸場」の歴史的・文化的な価値や、歴史的遺産の活用方法、景観形成について勉強する。

○実施概要

- ・日時：毎月1回程度開催
- ・場所：商工会館、その他
- ・参加費用：無料
- ・募集方法：市広報誌やHPで募集
- ・実施体制：周辺地区の区長や商店街、各種団体の代表者で運営委員会を設置し、勉強会等を開催。

○スケジュール

日時	内容
平成17年7月	第1回勉強会 「富岡町の生い立ちと生糸産業」
8月	第2回勉強会 「景観法とは」
9月	先進地視察（千葉県佐原市）
12月	第3回勉強会 「歴史的景観を活かしたまちづくり」
平成18年3月	第4回勉強会 「歴史的遺産と景観まちづくり」
	第5回勉強会 「富岡市の街並みまちづくり」

○関連する活動

- ・景観形成に向けた試験的作業「板塀作り」：街中に古くから残る住宅の特徴である板塀を試験的に作成し、今後の景観形成の参考にした。
- ・街並み景観シミュレーションの作成：現在の街並みを基に、電線類の地中化や道路舗装の変更、沿道建物の意匠変更等を模擬実験することで、「良い景観」「悪い景観」を考える。



講演会の様子



先進地視察の様子

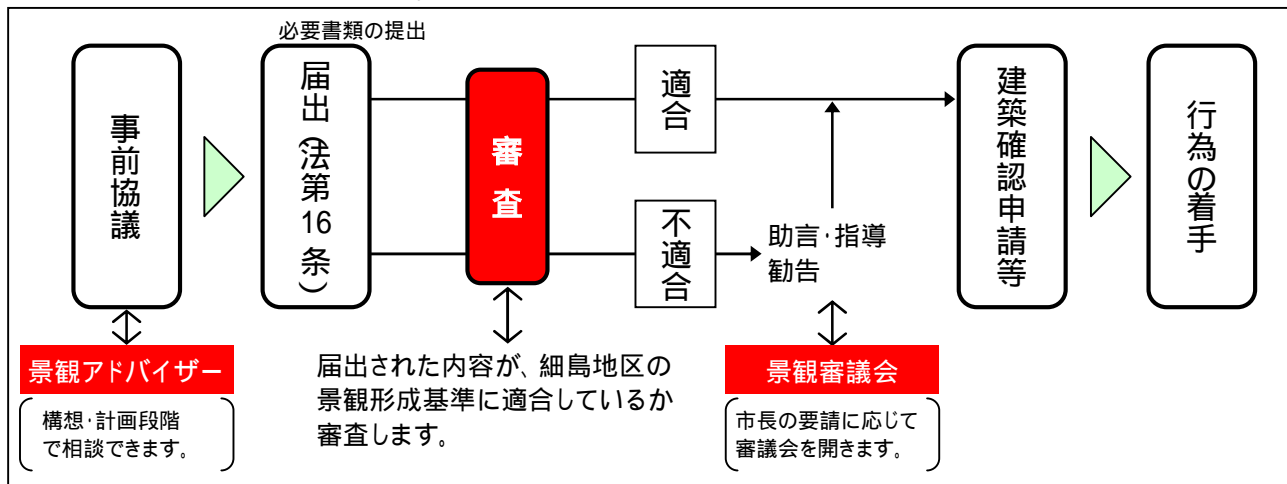


試験的に作成された板塀

## 2. 継続的な景観づくりに向けた体制の構築

### (1) 届出制度等の円滑な運用に向けた体制の構築

市では、事前協議や景観アドバイザーとの相談の機会、景観審議会など、届出制度の円滑な運用に向けた体制を構築します。



手続きの流れ

- ・建築物の新築など、届出対象行為に該当する行為を行う住民や事業者は、あらかじめ「景観形成基準」の内容を把握するとともに、建築確認申請や開発許可制度等の法令上の手続き前までに行為の内容を市と協議した上で、「届出」を行っていただきます。
- ・市は、届出の内容を審査し、必要に応じて指導・助言または勧告を行います。
- ・また、必要に応じて、学識経験者等で構成する「景観審議会」を開催し、届出の内容について審議します。

### (2) 景観法を活用した取り組み体制の充実

景観法では、景観づくりの取り組みに対して様々な制度を設けています。市では、地区住民の景観づくりの機運に応じてこれらの制度を柔軟に活用し、地区住民が中心となった景観づくりの取り組み体制の充実を図っていきます。以下に、景観法に位置づけられている主な制度を整理します。

#### 景観協議会（景観法第15条第1項）

景観計画区域内において良好な景観づくりに関する協議を行う組織です。景観行政団体や景観重要公共施設の管理者、景観整備機構が組織できるものであり、必要に応じて関係行政機関や公益事業を営む者、住民その他良好な景観づくりを行う者を加えることができます。

#### 景観整備機構（景観法第92条）

景観づくりに対する地域住民の取り組みを支援する組織です。NPO法人や公益法人等を位置づける制度であり、景観行政団体の長が指名することができます。景観整備機構は、良好な景観づくりを行う者に対する情報提供、景観重要建造物等の管理、良好な景観づくりに関する調査研究等を行います。

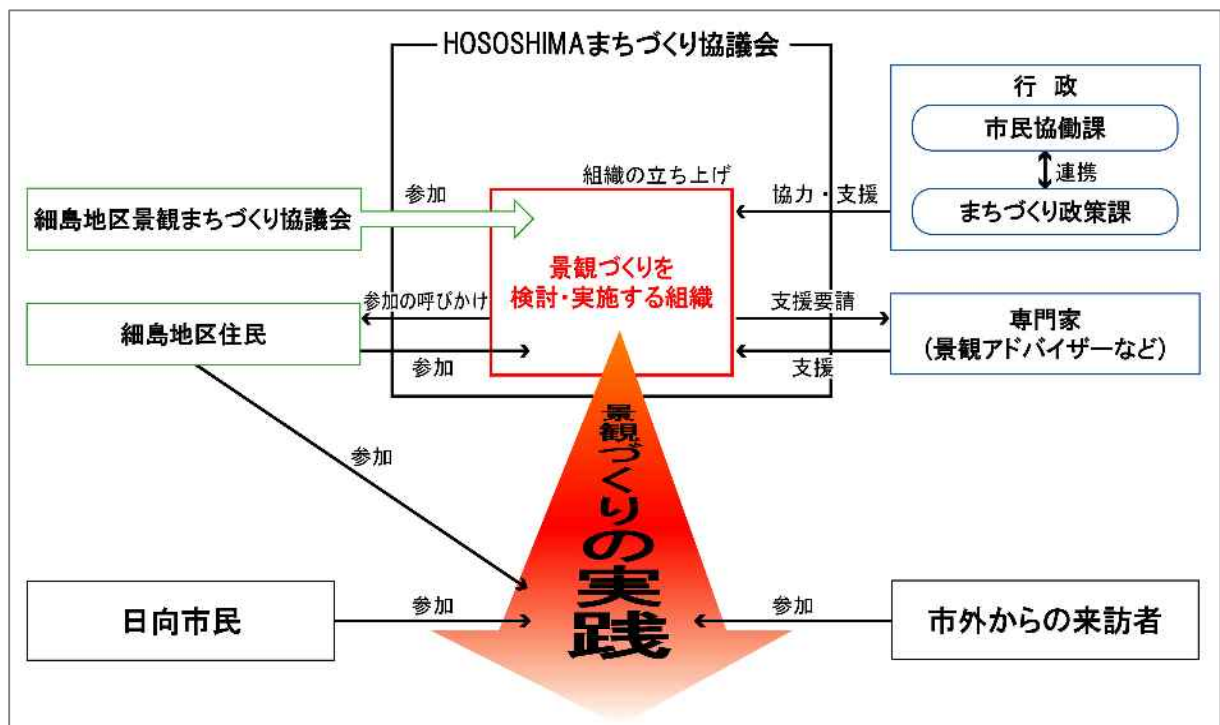
### (3) 地域住民が中心となった景観づくりの取り組み体制の構築

第6章の1で示した「身近なところからの景観づくりの推進」にあたっては、日向市で導入が検討されている「新しい地域コミュニティ組織制度」を活用し、地域活性化や環境美化、防災・防犯など、まちづくりに対して幅広く取り組む「HOSOSHIMA まちづくり協議会」において、景観づくりの取り組みを実施していくことが有効です。

そのため、本計画の策定の中心となった「細島地区景観まちづくり協議会」の委員が当組織に積極的に参加するとともに、他のメンバーとの連携を図りながら、景観づくりの取り組みをリードしていきます。

また、細島地区の景観づくりを積極的に広報するとともに、景観づくりに関わる仲間を増やし、地区住民が一体となって景観づくりに取り組んでいきます。

さらに、本地区における景観づくりを継続的に行っていくため、行政等は景観づくりノウハウの提供などの協力・支援を行います。



地域住民が中心となった景観づくりの取り組み体制（イメージ）



### 3. 他の計画等との連結

本計画の運用に際しては、都市計画の基本的な方針である「日向市都市計画マスタープラン」、観光の活性化の促進と具体的な行動計画を明確にした「日向市観光振興計画」など、様々な計画や制度との連結を図り、それぞれの計画の特性を活かしながら景観づくりを進めていきます。

景観に関連する他の計画・制度（細島地区に係るもの）

計画・制度の名称	「景観」に関する施策（抜粋）
日向市 都市計画マスタープラン	<p>【地域別構想・細島地域より抜粋】 景観形成の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成にあたっては、「細島地域開発計画」で検討されているように細島入口ゾーン、牧島山ゾーン、漁業関連ゾーンのゾーンごとに眺望景観、水際景観、坂道景観の演出と創造を図ります。</li> <li>・妙国寺庭園等をはじめとした歴史的な景観の保全・整備を図ります。</li> <li>・細島港及びその周辺を「生活の営み拠点」と位置付け、そこでの生活の営み及び漁港ならではの食の文化を十分に啓発しながら景観形成を図ります。</li> <li>・細島みなと資料館をはじめとした歴史的建造物等の保全、整備を図ります。</li> <li>・工場及びその周辺については、緑化を促進するとともに、周辺との色彩の調和に努めます。</li> <li>・日豊海岸国定公園の風光明媚なりアス式の自然海岸線の景観の保全を図ります。</li> </ul>
日向市 観光振興計画	<p>【施策の基本方向より抜粋】</p> <p>環境：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源の保全 / 地域資源の活用（地域資源の発掘 / 地域資源の再生・活用）</li> </ul> <p>観光：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光拠点の形成</li> </ul> <p>景観：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光まちづくりの推進（アクセス改善 / 施設整備 / 景観・まちなみ保全・整備）</li> <li>・連携・ネットワークの形成</li> </ul>
日向市 環境基本計画	<p>【美しい街並みの整備より抜粋】</p> <p>美しいまちなみの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な景観の形成</li> <li>・美化運動の推進</li> </ul>

### 4. 景観計画の進行管理

細島地区景観計画に基づく良好な景観づくりを推進するため、地域住民や事業者、行政による景観づくりの取り組み状況を随時公表していきます。

また、地区住民や景観審議会等の意見を聞きながら、目標の共有（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）により計画の進行管理を充分に行っていきます。

さらに、景観づくりは長い月日を要することから、時流や嗜好の変化、上位・関連計画の改訂等により、必要に応じてこの計画の見直しや充実を図っていきます。

# 参考1 「細島地区景観計画」の策定に係るアンケート調査結果

## 1. 調査概要

### 実施目的

細島地区の景観に対する意見を把握し、景観計画等の検討に活用

### 調査対象

細島地区内に居住する全世帯主780人

### 調査形式

班長が回収実施

### 調査期間

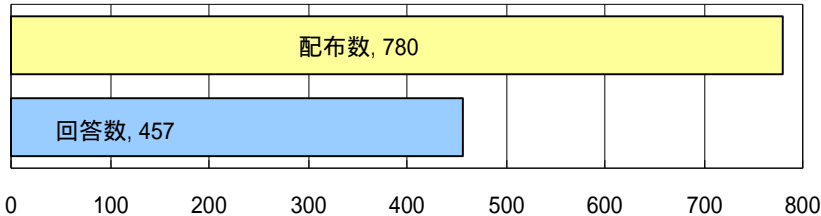
平成21年6月8日～平成21年7月13日（7/13以降到着分についても集計）

### 主な調査項目

- 1) 地区住民の構成や居住年数の把握
- 2) 細島地区の景観の現状と課題の把握
- 3) 地区住民の景観への意識と規制に対する考え方の把握
- 4) 身近な景観づくり活動や今後の景観づくりへ対する意見の集約

## 2. 調査結果

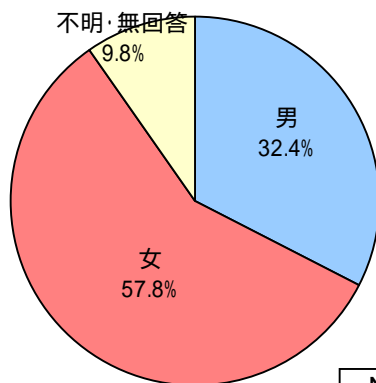
### 【回収率・回答率】



回答数は457、回収率は58.6%となっている。

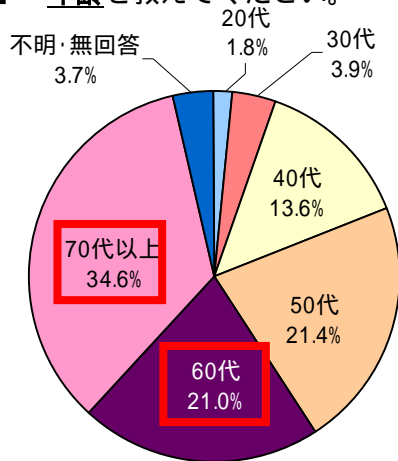
### (1) あなたのことについて

#### 【問 1】 性別を教えてください。



男性が32.4%、女性が57.8%となっており、女性の回答が多い。

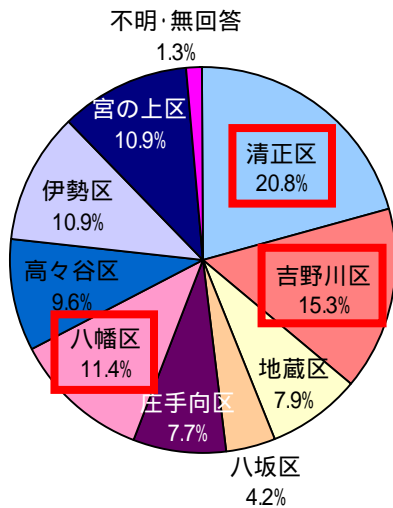
【問 - 1】 年齢を教えてください。



最も回答が多いのは70代以上の34.6%、次いで60代の21.0%となっており、高齢層が半数以上を占めている。

N=457

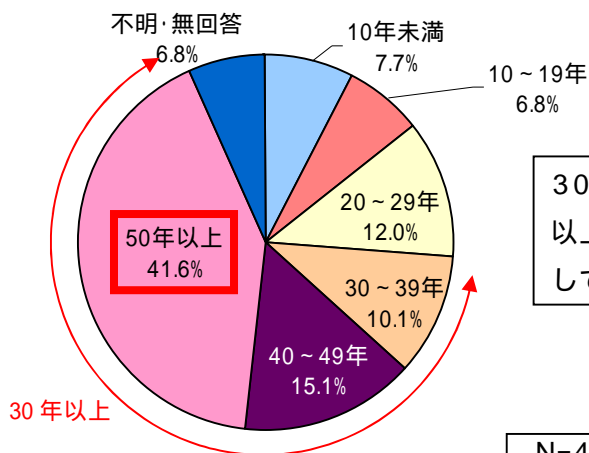
【問 - 1】 お住まいの地区を教えてください。



最も回答が多いのは清正区の20.8%、次いで吉野川区の15.3%、八幡区の11.4%となっている。

N=457

【問 1】 細島地区にお住まいになっている年数を教えてください。



30年以上居住している方が回答者全体の6割以上を占めており、そのうち50年以上居住している方は41.6%となっている。

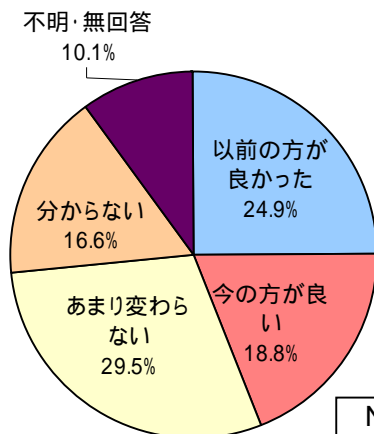
N=457



(2) 細島地区の景観の現状について

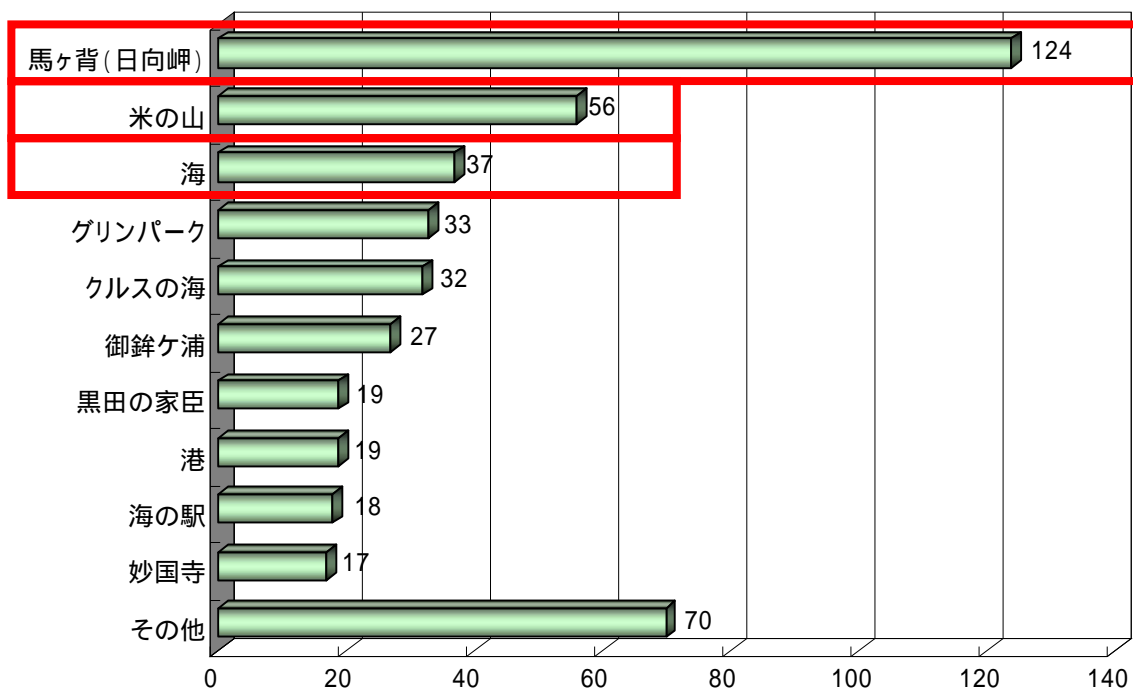
【問 - 2】最近の細島地区の景観は以前と比べてどのように感じますか？

(該当する番号を1つ選んで 印をつけてください。)



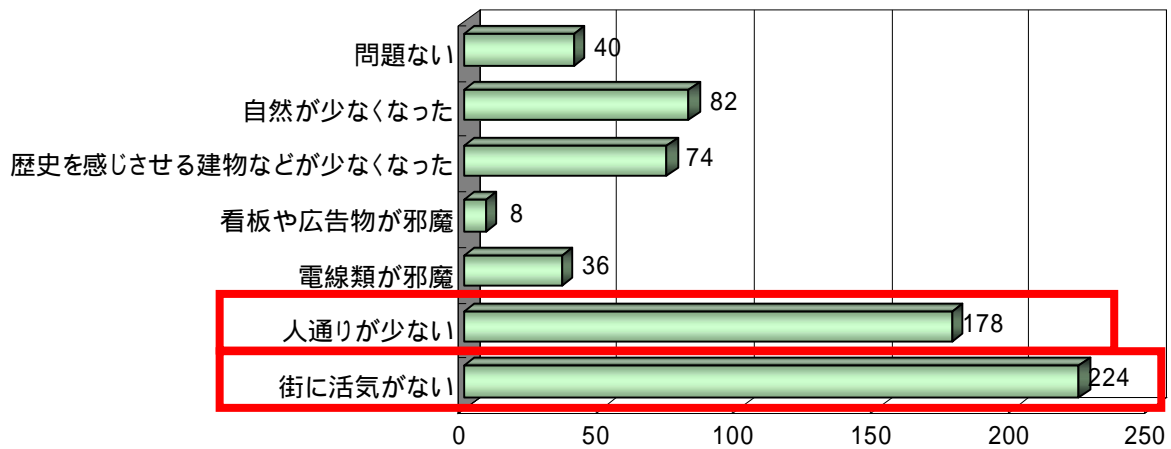
「以前の方が良かった」という方が 24.9%、「今の方が良い」「あまり変わらない」という方の合計が 48.3%となっている。

【問 - 3】現在の細島地区で、あなたが訪問者にも自慢したい(教えてあげたい)場所や景色があれば教えてください。(自由記述)



最も回答が多かったのは「馬ヶ背(日向岬)」(回答数 = 124)、次いで「米の山」(同 = 56)、「海」(同 = 37)となっており、「自然景観」を挙げる方が多い。

【問 - 4】現在の細島地区の景観で、問題があるとすればどのようなことですか？（該当する番号を2つ以内選んで 印をつけてください。）

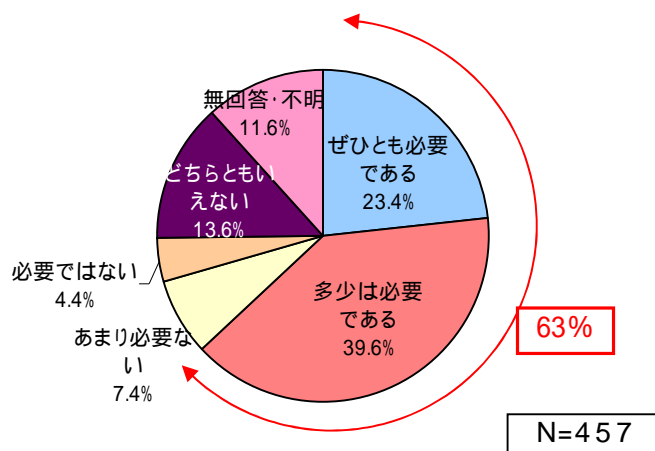


N=642

最も回答が多かったのは「街に活気が少ない」(回答数 = 224)、次いで「人通りが少ない」(同 = 178)となっており、街に賑わいが少ないことを問題ととらえている方が多い。

### (3) 細島地区の景観づくりについて

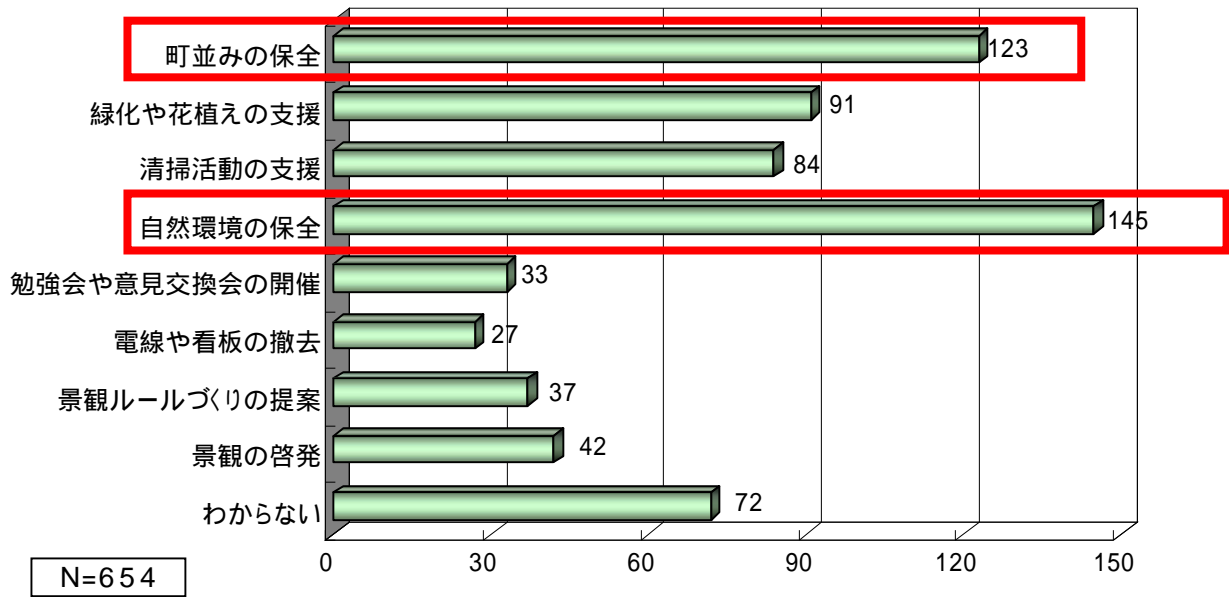
【問 5】あなたは細島地区の景観づくりは必要だと思いますか？（該当する番号を1つ選んで 印をつけてください）



回答者のうち6割以上が「必要である」「多少は必要である」と答えており、「細島地区の景観づくりは必要である」と感じている方が多い。

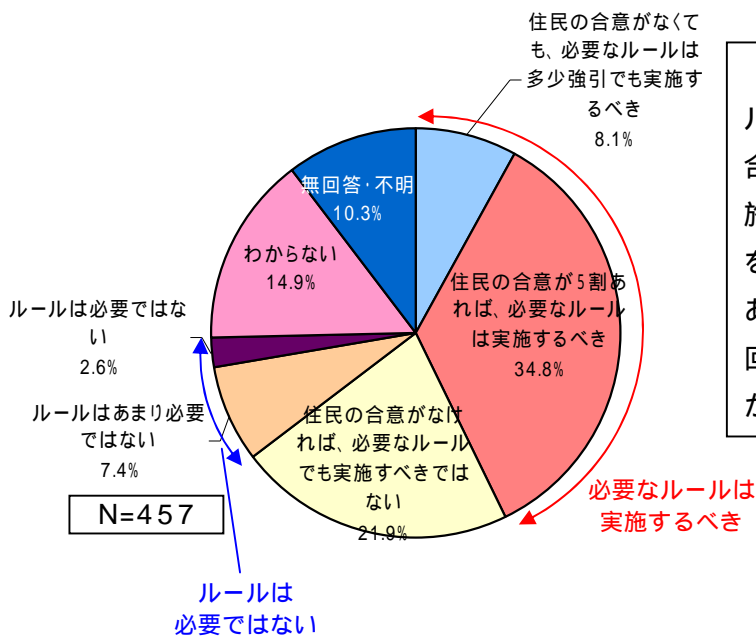
N=457

【問 - 6】あなたは細島地区の景観づくりのためには、行政はどのようなことに取り組むべきだと思いますか？（該当する番号を2つ以内選んで 印をつけてください。）



回答数が最も多かった項目は「自然環境の保全」(回答数 = 145)であり、次いで「町並み全体の保全」(同 = 123)「緑化や花植えの支援」(同 = 91)となっている。

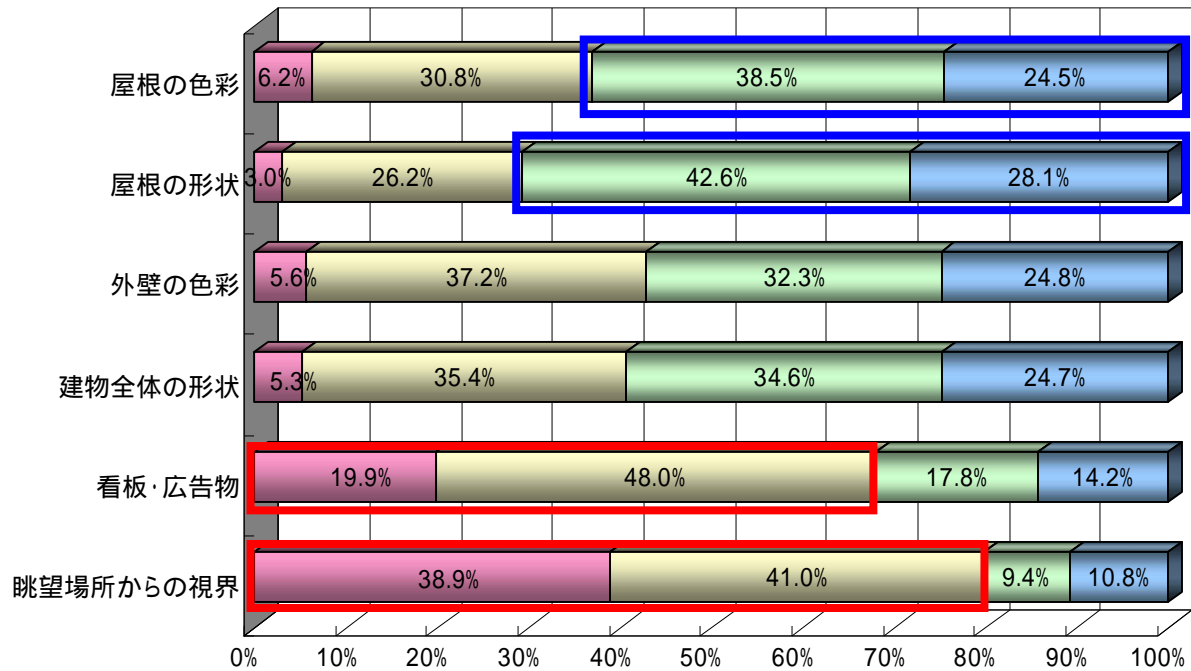
【問 7】あなたは細島地区の景観づくりには、どの程度のルール(約束事)が必要だと思いますか。(該当する番号を1つ選んで 印をつけてください。)



「住民の合意がなくても、必要なルールは多少強引でも実施すべき」「住民の合意が5割あれば、必要なルールは実施すべき」と回答した方の合計は4割を超えている。一方、「ルールの必要はあまりない」「ルールの必要はない」と回答した方は1割程度であり、ルールが必要と感じている方が多い。

【問 - 7】で1～5に 印を付けられた方にお伺いします。

【問 - 8】景観づくりに必要なルールについて、どの項目のルールが必要だと思いますか？（該当すると思われる各欄に 印をつけてください。）



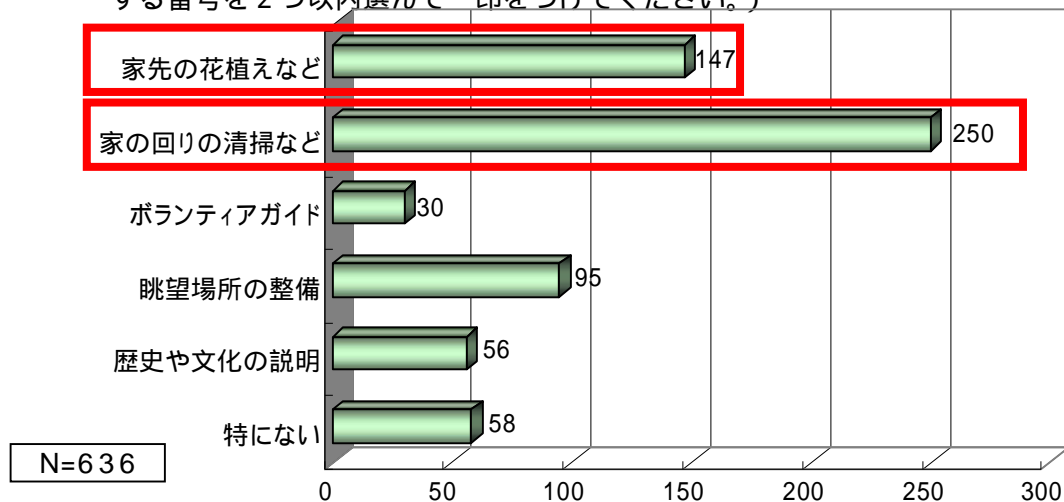
N=273

各回答数の平均

■ 絶対に必要である ■ ある程度は必要である ■ あまり必要ではない ■ 必要ではない

「絶対に必要である」「ある程度は必要である」の回答割合の高い項目は「眺望場所からの視界」「看板・広告物」であり、「あまり必要ではない」「必要ではない」の回答割合の高い項目は「屋根の形状」「屋根の色彩」となっている。

【問 - 9】みなさんが身近に参加できる景観づくり活動とは、どのようなものでしょうか？（該当する番号を2つ以内選んで 印をつけてください。）



N=636

回答数が最も多かった項目は「家の周りの清掃など」(回答数=250)であり、次いで「家先の花植えなど」(同=147)、「眺望場所の整備」(同=95)となっている。



#### (4) 細島地区の景観づくりへの自由意見

【問 10】今後の細島地区における景観づくりに対するご意見等があれば記述してください。  
( 意見を集約し、景観に関する主なものを抜粋。一部誤字などは修正・加筆。)

##### 景観づくり全般についての意見

- ・きれいで、にぎやかで、楽しい町、上からも下からも眺めの良い町、港の栄える町、活気のある町がほしい。
- ・細く入り組んだ路地や石段を大切に残し、歩いて回る時、変化に富んだ景観があり、楽しさを体験できる町並みを作りたい。
- ・祭りやイベントだけではなく、日常的な生活の中に、人がおり活気のある細島にして欲しいと思います。
- ・細島地区は、海もきれいで、山の自然もある所です。もう少し整備されるだけで、色々な人に観光に来てもらえると、思います。海の駅だけで終わらせて良いのでしょうか？もう少し活気あれば良いと思います。
- ・もっと歴史ある、祭りや文化のある細島を守ってほしいです。
- ・昔の漁師町の風景を残す様にしてほしい。

##### 自然景観・眺望景観についての意見

- ・外壁とか山など、桜の花・つつじとか、四季の花が植えてあったらいいと思います。
- ・米の山山頂周りの木々が大きくなったので、眺望が悪くなった。
- ・昨年桜ヶ丘に行ったが、草木が伸びており、港が全く見えなかった、桜は咲いているのに、見晴らしが悪く暗い感じがした。整備してほしい。

##### 街並みや建築物等の保全についての意見

- ・現在古い建物とそれが更新された新しい建物が混在している。幸いひどい色彩のものは見あたらないが、何の規制もないと、不快感を与える建物が出現する可能性もある。そうなる前にルールを作ることは必要と思う。
- ・保存している家もありますが、中途半端な保存ではなく、もう少し町並みを揃えて欲しい。
- ・古い民家の維持管理の支援（金銭面・相談等）特定の軒とかでなく、全体的に町並みの保存を。傷みの激しい家もあり早急な対応をお願いしたい。

##### 沿道景観や公共施設などの景観についての意見

- ・黒田の家臣の看板通の道筋をもう少し明るく通りにして頂く事でよい景観になるように思います。左側の雑木を整理する事で海が見え、小島・黒田の家臣の墓が、見えてくると思います。

##### 景観に対するマナーや意識についての意見

- ・中学生が自転車をどこにでも置く、チリをどこでも捨てる人がいる。
- ・海を見に行くと、いたる所にゴミが放置してある。

【問 10】今後の細島地区における景観づくりに対するご意見等があれば記述してください。  
( 意見を集約し、景観に関する主なものを抜粋。一部誤字などは修正・加筆。)

#### 景観づくりの支援や情報提供、市民参加についての意見

- ・一般の人には景観づくりといっても区民の方は知らない人が多いようです。
- ・子供達も昨年位から町を歩いて勉強しているみたいなので、とても良い事だと思います。
- ・住民全体が景観づくりに対する意識の高揚が大事だと思います。私自身いつ協議会がたちあがり、どなたが委員かも知らず、かわら版なども回覧板か、何かで回ったかもしれませんが記憶に残っていません。
- ・色々な意味で、住民も勉強し意識を持たなくては、成立しないと思います。勉強会・意見交換等の場も必要ではないでしょうか。
- ・あらゆる人の参加を促したほうがよいと思います、また、他の先進地の景観づくりのメリット・問題点など資料があれば知りたいと思います。
- ・合意がなければ協力は得られないと思う。ルールばかりが一人歩きしても仕方ないし、長続きしないと思います。
- ・細島の景観は以前に比べると良くなったと思う。細島は家の手入れ、周辺の清掃は良くやっていると思う。花植えも、個人である程度まで、手を入れていると思う。40代・50代・60代の方々が景観づくりに協力的であればもっと、良くなると思う。その為には良きリーダーが数名、立ち上がって頂きたいと思う。
- ・景観づくりを進めるならば、協力するための補助金が必要である。
- ・皆様の合意があれば、活動に参加(ボランティア)出来るように、心掛ける。まずは家の回りからでも自分なりに活動したい。
- ・自分に出来ることは是非、景観づくりをしようと思う。

#### 景観づくりの取り組み方策についての意見

- ・そもそも景観を良くする目的は何？ルールとは個人の家に対して適用するのか？
- ・もっともっと細島をPRすべきだと思います。
- ・観光マップを作って海の駅において、観光客に配布する。
- ・外に出ると海の駅はどう行きますかと一度は尋ねられます。看板が一つもないので早く看板を作って欲しいと思います。
- ・もっと魅力ある人が集まる催しをし、市・内外の人が来る様なイベント(昨年の花火大会は大成功)細島ならではの集客力を高めて(細島祭り・魚介類の安い市場・漁船荷上げの活気と、直売をピーアールする等・・・)いけば。
- ・桜ヶ丘の整備。ひとり一本、桜を植えよう運動、自分の桜に名札を付けて、地区ごとに植えて手入れをする。潮風に、強い花の咲く木で、並木通りをつくる。四季の花(草花でない、花の咲く木)で通りを、いっぱいにする。
- ・銚島神社の境内から登り始めて常夜燈の前を通り、稲荷神社の法へ抜ける路が、森林浴の部分もあり、又脇に入れば古墳もあり、良いコースだと思っています。

## 参考2 細島地区景観まちづくり協議会 名簿

構 成	組 織	役 職	氏 名
委 員	細島区長会	清正区長	吉野 正晃
		吉野川区長	甲斐 武吉
		地藏区長	三輪 俊二
		八坂区長	高田 祐輔
		庄手向区長	今村 治幸
		八幡区長	兒玉 紘一
		高々谷区長	兒玉 嘉郎
		伊勢区長	島田 松男
		宮の上区長	俵 兵藏
	細島東部住環境整備促進協議会	会長	近藤 勝久
	NPO 新生ひむか公社	代表理事	内藤 昭男
	日向市漁業協同組合	代表理事組合長	是澤 喜幸
		女性部副部長	黒木 弥生
	細島宝島会	会長	平野 修一
	日向市歴史観光ボランティア平兵衛さんの会	会長	松葉 籐吉
	区域住民	住民代表	(会 長) 原田 和明
		住民代表	柏田ひとみ
		住民代表	兒玉 八郎
		住民代表	河野智恵子
住民代表		佐藤 修子	
オブザーバー	商業観光課	観光振興係長	塩月勝比呂 長山 尚広
	教育総務課	文化財係長	緒方 博文
	建築住宅課	課長	森山 福一
	〃	審査係員	大平 昇
	〃	審査係員	治田 伸二
事務局	まちづくり政策課	課長	横山 幸道 尾崎 光一
	〃	都市景観係長	中城慎一郎
	〃	都市景観係員	赤木 新一

### 参考3 細島地区景観づくり かわら版

	発行年月	主な内容
第4号	平成21年10月	・第4回細島地区景観まちづくり協議会での議論の結果
第5号	平成21年12月	・第5回細島地区景観まちづくり協議会での議論の結果
第6号	平成22年2月	・報告・意見交換会の開催案内 ・パブリックコメントの周知 ・第6回細島地区景観まちづくり協議会での議論の結果



**\* 1世帯で1枚ずつお取りください**

# 細島地区景観づくり かわら版 (第4号)



平成21年9月4日(金曜日)午後2時30分から、細島コミュニティセンターにて、『第4回細島地区景観まちづくり協議会』を開催し、各区長さんをはじめ、16名の方にご参加いただきました。

今年度の協議会は、『細島地区景観計画』の策定を目指し、3回の開催を予定しています。

今回は、『細島地区の景観づくりのテーマを考えよう』というテーマのもと、第3回の協議会で検討した細島地区の景観の現状や課題などをおさらいした上で、課題を解決するための景観づくりのアイデアを考えながら、細島地区の景観づくりのテーマを検討しました。

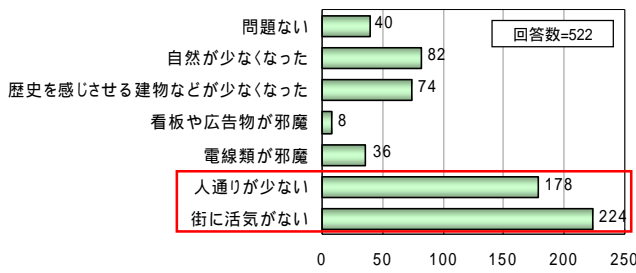


回数(開催予定日)	検討内容
第4回 (9/4)	テーマ：細島地区の景観づくりのテーマを考えよう！ 昨年度検討した細島地区の景観の現状や課題を踏まえた上で、課題を解決するためのアイデアを考えながら、細島地区の景観づくりのテーマを検討します。
第5回 (11/4)	テーマ：景観づくりのルールを考えよう！ 「細島地区の景観づくりのテーマ」に沿って景観づくりを具体的に進めていくため、景観計画で定める必要がある具体的なルール(届出制度や景観形成基準、景観重要建造物・景観重要樹木)について検討します。
第6回 (12月中旬)	テーマ：すぐに始められる具体的な取り組みを考えよう！ 景観計画で定めるその他の内容について検討します。また、パブリックコメントで公表する「景観計画(素案)」や身近なところからはじめる景観づくりについて検討します。

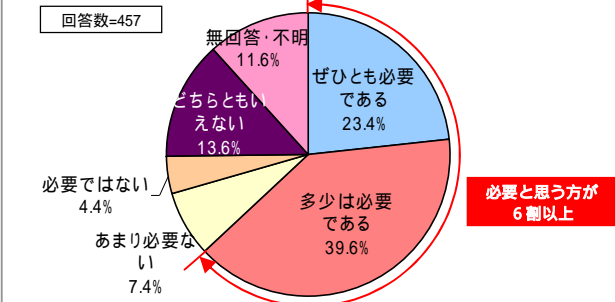
## 「細島地区景観計画」の策定に係るアンケート調査結果

細島地区の景観に対する意見を把握し、景観計画等の検討に活用するため、平成21年6月~7月にかけて、細島地区の全世帯の世帯主780人に対してアンケート調査を実施しました。今回は主な結果しかお知らせできませんが、詳しくお知りになりたい方は、協議会事務局までお問合せください。

問 現在の細島地区の景観で、問題があるとすればどのようなことですか？(2つまで選択)



問 あなたは細島地区の景観づくりは必要だと思いますか？(該当するもの一つを選択)



## グループ討議1 細島地区の景観のおさらい

昨年度の協議会で検討した細島地区の景観の現状や課題を踏まえて事務局で整理した「景観特性と課題」について、追加すべき事項などを確認しました。

昨年度の協議会で検討した細島地区の景観の現状や課題(事務局で「景観特性と課題」として整理)



## グループ討議で出された意見

	A班	B班	C班	D班
1) 港の景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>水揚げ、セリ、時間</li> <li>(魚の干しの風景)衛生的な関係もある。見えない所で</li> <li>大きな船はシーズンがある</li> <li>験潮場</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>験潮場</li> <li>港口(津口)</li> <li>大御神社(宮の上区)</li> </ul>	
2) 通りの景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>中谷家、住宅、旧美門家</li> <li>撰津屋(1752年)</li> <li>細い路地、石畳み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>盆踊り(初盆の家で踊る)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>細島線の跡</li> <li>番所跡</li> <li>古い建物がおおわれている</li> <li>細島港祭り。100年以上の伝統の太鼓台</li> <li>後背集落(旧長屋群)</li> <li>商人町</li> <li>札ノ辻</li> <li>短冊型宅地割に建つ昭和期の住宅群</li> <li>松葉商店がいろいろ</li> </ul>	
3) 斜面地の景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>日高秀子の墓</li> <li>常夜燈</li> <li>寺社</li> <li>僧日要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>常夜燈</li> <li>住宅街の中の階段</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>四季の丘</li> <li>日要上人の墓</li> <li>御鉾神社の磐座</li> <li>漁師町</li> <li>宮の上地区の大御神社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観音堂(及びその庭から見た風景)</li> <li>夕日の眺望が良い</li> </ul>
4) 自然景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>八幡、吉野川、八坂、清正、上水道組合、200t</li> <li>種ヶ島</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>水路</li> <li>古墳の跡がある</li> <li>牧水の碑。御鉾ヶ浦のまたのぞき</li> </ul>	
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>厄ばらい(41才)、還暦(60才)</li> </ul>		



## グループ討議2 景観づくりのアイデア

細島地区の景観の「良い点」を伸ばし、「問題点」を改善するために必要な工夫や取り組みについて、そのアイデアを検討しました。また、それぞれのアイデアを実践することによって期待される成果についても議論しました。

A班		B班		C班		D班	
アイデア	期待される成果	アイデア	期待される成果	アイデア	期待される成果	アイデア	期待される成果
・道路の整備。特に上の方	・雑草の整備	・町並みはそのまま維持する	・今の良い雰囲気が守られる	・自然の砂浜の整備	・海水浴場として一番になれる。安全	・看板の設置、充実、案内板	・観光客が迷わない
・まちづくり、地域づくり	・清掃活動。身近なところ	・新築の場合どのような物が出来るか分かるようにする。	・そぐわない建物が建たないようにする	・細島地区で月1回親子清掃日を決める	・まちがきれいになる。意識が高まる	・屋根の色、壁の色の規制	・周囲との調和を図る
・桜ヶ丘の公園化。視点場	・海の駅からのながめも良い(下から)・・・春は桜(上から)・・・海を見る	・新しくできるものには、ゆるやかな規制。素材の統一	・街なみの統一感	・灯台周辺の整備	・今昔の写真をかざり、観光客に来てもらう	・建物の高さ制限3階まで	・地震時の津波対策にもなる
・高い所は自然色にする	・対岸からの景観を阻害しない	・まちなみの復活(個人)。緑をふやそう	・豊かな街並みの創出	・花一杯運動細島地区全区	・まちがあかるくなる	・海拔の高さの表示	・観光地までの目印になる
・掲示板を多くする ・観光地(常夜燈)への道が判らない ・海の駅への道が判らない	・掲示板 ・道路案内を作るべき	・空家の有効活用(運営方法、拠点)	・まちづくりの核をつくる	・まちあるきイベント	・人が集まる、にぎやかになる	・回遊道路の路面を舗装と区分けする	・御鉾ヶ浦海岸の砂が減少している
・古いものを残す ・石の道を残す ・細い路地を残す ・観光資源の案内板を作る	・全体として観光資源のクオリティーアップ	・海の駅を核とした日常、生せん三品の充実(施設)(高齢者の買物)	・住む人の利便性と来訪者の集客	・朝市	・コンサート(古い建物を活用)		
・広告板や自動販売機を規制する(形、色、場所など) ・建物に木を使う ・案内板をつくる	・細島の今の良い景観を守る ・人にやさしく、細島になじむ景観をつくる ・景観に良い建物等を知ってもらい、景観を守る	・石垣、生垣、自然の材料で家のまわりを整備	・細島らしさを残す	・倉庫を使ったコンサート ・回遊ルートの整備。横のルート ・常夜燈の保存			
		・水路で水の流れを活かせる	・うるおいのある街づくり				
		・派手な色を規制する	・細島らしい落ち着いた雰囲気を守る				
		・歩道(舗装)を整備(きれいに)する	・楽しく快適に歩ける(歩きたくなる)				
		・清掃活動をみんなでやる(イベント的に)	・きれいな街並みが守られる				
		・対岸の緑(斜面)を保全する	・港町の風情を維持するために必要				

## 全体発表

最後に、各班の代表者はそれぞれの班で話し合った内容を全体で発表し、様々な意見を参加者全員で共有しました。

A班の発表



B班の発表



C班の発表



D班の発表



## まとめ

細島地区の景観特性と課題については、伝統的なお祭りや歴史、古い建物や歴史、夕陽がきれいといった事項を追加すべきではないかという意見が出されました。

景観づくりのアイデアとしては、花いっぱい運動などの身近な取り組みをしてはどうか、建物の色などを揃えた方がいいのではないかと、景観資源を案内する案内板を設置してはどうかなどの意見が出されました。

景観づくりのテーマとしては、港・海・歴史・自然・潮風や愛着・元気・記憶といったキーワードを踏まえたテーマが出されました。

今回協議会で出された意見については適宜景観計画案に反映させます。また、協議会で検討する景観計画案については、皆様にもお知らせし、ご意見をお伺いする予定です。今後ともご協力の程よろしくお願いたします。

## お問合せ

細島地区景観まちづくり協議会事務局  
(日向市建設部まちづくり政策課内)  
担当：都市景観係  
電話：52-2111(内線2617)  
e-mail: machi@hyugacity.jp

## グループ討議3 景観づくりに取り組むエリア

景観づくりのアイデアの実践を通じて、細島地区の景観づくりを進めていくエリアについて議論しました。

「港・通り・斜面地を含むエリアにしてはどうか」という意見や、「吉野川や馬ヶ背までを含むエリア」「通りを中心としたエリア」といった意見など、様々な意見が出されました。



## グループ討議4 景観づくりのテーマ

景観づくりに取り組むエリアを踏まえ、細島地区で進める景観づくりのキーワードやテーマについて考えました。

	上段：キーワード 下段：テーマ
A班	人/人情/人のつながり など 歴史に潮風が香る港町細島
B班	港/海のおい/誇り/愛着/元気/歴史/記憶 など 生き活きつづけるまちづくり
C班	やすらぎ/いやし/歴史/港/もう一度来たくなる など もう一度来たくなるやすらぎの港町細島
D班	自然の保全/海/港/歴史的建造物 など 海と歴史のまち細島



**\* 1世帯で1枚ずつお取りください**

# 細島地区景観づくり かわら版 (第5号)



平成21年11月4日(水曜日)午後2時30分から、細島コミュニティセンターにて、『第5回細島地区景観まちづくり協議会』を開催し、各区長さんをはじめ、16名の方にご参加いただきました。

今年度の協議会は、『細島地区景観計画』の策定を目指し、3回の開催を予定しており、今回は2回目の開催になります。

今回は、『景観づくりのルールを考えよう!』というテーマのもと、第4回の協議会で検討した結果を踏まえて景観づくりを具体的に進めていくために、細島地区の景観づくりのルールについて検討しました。



## 【協議会の開催予定】

回数(開催予定日)	検討内容
1回目 【第4回】 (9/4)	テーマ：細島地区の景観づくりのテーマを考えよう! 昨年度検討した細島地区の景観の現状や課題を踏まえた上で、課題を解決するためのアイデアを考えながら、細島地区の景観づくりのテーマを検討します。
2回目 【第5回】 (11/4)	テーマ：景観づくりのルールを考えよう! 「細島地区の景観づくりのテーマ」に沿って景観づくりを具体的に進めていくため、景観計画で定める必要がある具体的なルール(届出制度や景観形成基準など)について検討します。
3回目 【第6回】 (12/16)	テーマ：すぐに始められる具体的な取り組みを考えよう! 景観計画で定めるその他の内容について検討します。また、パブリックコメントで公表する「景観計画(素案)」や身近なところからはじめる景観づくりについて検討します。

## 景観づくりー口メモ ~ 景観づくりは地域づくり ~

- ・「良好な景観づくり」は「市民の共有財産」です。
- ・また、景観づくりは「地域づくりの一つの要素」であり、「地域の活性化の手段」でもあります。
- ・細島地区は景観資源の宝庫であることから「日向市景観基本計画」において「景観形成重点地区」に指定されており、日向市の景観づくりを先導する地区として、地域の皆さんが主体となった景観づくりが期待されています。



## 全体討議

全体討議では、細島地区の景観特性などを踏まえて事務局が整理した景観づくりの「課題」「将来像」「基本方針」について検討しました。

委員からは、「景観づくりが活性化につながるのか」「他の取り組みと連携して取り組むべきではないか」といった意見が出されました。

細島地区景観計画は、細島地区の「景観」に着目し、その保全や活用などに向けた取り組みを定める計画ですが、計画の推進に際しては、観光や文化財などと幅広く連携して取り組んでいくことの重要性を再確認しました。



## 景観づくりの基本方針(協議会案)

- 1) 細島地区が一体となって景観づくりを進めるためのルールづくりの推進
- 2) 細島地区に点在する景観資源の育成
- 3) 観光資源としての活用と新たな景観資源の発掘
- 4) 行政と地域住民の連携による、身近な景観づくりの取り組みの推進

## グループ討議

グループ討議では、基本方針に基づいて景観づくりを進めていくため、景観計画で定める必要のある「景観づくりのルール」について検討しました。具体的には、ルール(規制)の内容とルールが適用される規模について討議し、その内容を模造紙に整理しました。

## 【グループ討議の様子】

進行役(事務局)の説明を聞きながら、景観づくりのルールについて理解を深めました。



現地の写真などを見ながら、ルールのイメージを膨らませました。



## 【できあがった模造紙】



裏面に  
各グループの討議結果を  
整理しています



グループ討議の結果

< ルールの内容（景観形成基準）の検討 >

項目	A班		B班		C班		D班	
	ルールが必要な項目	内容はどうか	ルールが必要な項目	内容はどうか	ルールが必要な項目	内容はどうか	ルールが必要な項目	内容はどうか
形態			<ul style="list-style-type: none"> <li>デザインとして統一の必要性は低い</li> <li>素材は考えたい(瓦、板塀 etc)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妻入りと、それ以外が混在(それ自体は今のところ調和がとれている)</li> <li>軒先のライン(今のところ揃っている)</li> <li>多国籍風建築物は違和感</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配をつける</li> </ul>		
色彩			<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根の色は気になる</li> <li>素材のルールがあれば、ある程度カバーできる</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>色はいる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史の重みを害する色はなるべく避けた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>色が大事では？</li> <li>色の度合いを決めるのに判断がつきにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派手な色は制限した方がいい</li> <li>色は規制したほうがいい</li> <li>市の基準に合わせる</li> <li>赤粋(推奨値)が適当では</li> <li>汚れにくいので派手な色を使っているのでは？</li> </ul>
高さ		<ul style="list-style-type: none"> <li>「高鍋屋」の高さ</li> <li>視点場を定める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>眺望を守る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東部コミュニティ(3F だが影響は少ない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さを規制するのは厳しい</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>2F 建ての屋根の高さ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に高さは必要ではないのでは？</li> <li>高さの上限アパートは例外</li> </ul>
壁面の位置			<ul style="list-style-type: none"> <li>生活道路 セットバックは必要なし</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>揃っていたほうが美しい</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>細島では難しいのでは？</li> </ul>	
その他			<ul style="list-style-type: none"> <li>新築の際、木を植える(一部補助)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>室外機</li> <li>ソーラーパネル</li> <li>テレビのアンテナ</li> <li>石垣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厳しい基準だけで活性化はできない</li> <li>できる限り配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>塗り替え代金は負担するか</li> <li>敷地が狭いので室外機は難しい</li> <li>区が負担すると厳しい</li> <li>花を飾ったら(大変)</li> </ul>	

グループ討議で整理した模造紙から、景観づくりのルールに特に関連する意見を抜粋して記載しています。

< ルールを適用する物件（届出対象行為）の検討 >

項目	A班		B班		C班		D班	
	ルールを適用する物件	規模はどうか	ルールを適用する物件	規模はどうか	ルールを適用する物件	規模はどうか	ルールを適用する物件	規模はどうか
建築物				<ul style="list-style-type: none"> <li>日南と宮崎の間くらいの規模</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅、商店、倉庫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>先に市全体のルールをつくって</li> <li>古いものはどうするか？</li> <li>新規なら良い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模なものも影響がある=全て</li> <li>倉庫、車庫を除く</li> </ul>
工作物				<ul style="list-style-type: none"> <li>全てが理想だが...</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模なものから</li> </ul>		
開発								
その他					<ul style="list-style-type: none"> <li>木竹は切った方がいいところもある</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>ベンキ屋さんに言う</li> <li>当事者にメリットがないとしない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築士に指導</li> <li>景観という意識が無いと賛同しない</li> <li>住民の意見を聞く必要</li> </ul>

グループ討議で整理した模造紙から、景観づくりのルールに特に関連する意見を抜粋して記載しています。

全体発表

各班の代表者はそれぞれの班で話し合った内容を全体で発表し、様々な意見を参加者全員で共有しました。

A班の発表



B班の発表



C班の発表



D班の発表



景観づくりの将来像の検討

最後に、「細島地区の景観づくり」の将来像について、全体で意見交換を行い、協議会として1つの将来像に取りまとめました。

< 細島地区の景観づくりの将来像（協議会案） >

歴史に潮風が香るやすらぎの港町細島

協議会では、この将来像の実現に向けて、細島地区の皆さんとともに、様々な景観づくりに取り組んでいきたいと考えています。

今後の予定

次回の協議会では、「細島地区景観計画（素案）」や身近なところから始める景観づくりについて検討します。なお、「細島地区景観計画（素案）」については、地元意見交換会を実施する予定です。

お問合せ

細島地区景観まちづくり協議会事務局  
 （日向市建設部まちづくり政策課内）  
 担当：都市景観係  
 電話：52-2111（内線2617）  
 e-mail：machi@hyugacity.jp



**\* 1世帯で1枚ずつお取りください**

# 細島地区景観づくり かわら版 (第6号)



## 細島地区景観計画 ~歴史に潮風が香るやすらぎの港町細島~ 報告・意見交換会を開催します！

細島地区景観まちづくり協議会(会長:原田和明)では、細島地区の貴重な景観を守り育て、私たちの宝として次の世代に伝えていくとともに、景観づくりを地域づくりに展開していくため、昨年度から「細島地区景観計画」を検討してきました。

この度、その「細島地区景観計画」の素案が完成しましたので、報告・意見交換会を開催します。意見交換会では、細島地区の景観資源などについてご紹介するとともに、貴重な景観を守り育てていくための景観づくりのルールについてご説明し、ご意見をお伺いいたします。これを機会に細島地区の景観について考えてみませんか?皆様のご参加をお待ちしております!

開催日時・場所 (申込み不要)	2月16日(火) 19:00~20:30 細島支所 2階(*)
	2月18日(木) 14:00~15:30 日向市漁業協同組合 2階
	2月21日(日) 10:00~11:30 細島支所 2階(*)
説明内容	細島地区における景観づくりの考え方について 建築物や工作物に対する規制内容、許可基準について <b>* 今後、細島地区内で建築等を行う際の規制や許可基準を説明しますので、多くの皆さんの出席をお願いします。</b>

(\*)細島支所南側の日本通運跡地にも駐車できます。

## パブリックコメント(意見募集)を行っています!

細島地区景観まちづくり協議会では、「細島地区景観計画」の素案について、市民の皆さんからのご意見をお伺いするため、パブリックコメントを実施しています。意見の募集期間、計画の閲覧場所、意見の提出方法は下記の通りです。たくさんのご意見をお待ちしております!

意見の募集期間	2月8日(月)~2月28日(日)
計画の閲覧場所	・細島支所 ・細島コミュニティセンター ・日向市建設部まちづくり政策課 上記の意見交換会でも計画(素案)の概要版を配布します。
意見の提出方法	・閲覧場所で配布する意見記入用紙に記入の上、郵送・FAX・e-mailにてご提出ください。 郵送: 〒883-8555 日向市本町10番5号 日向市建設部まちづくり政策課内 細島地区景観まちづくり協議会事務局 FAX: 54-2639 e-mail: machi@hyugacity.jp 上記の意見交換会でも意見記入用紙を配布します。提出も可能です。
その他	・意見等の内容を正確に把握するため、電話や口頭でのご意見はお受けしません。

## 第6回細島地区景観まちづくり協議会の結果をお知らせします!

平成21年12月16日(水曜日)午後2時30分から、細島コミュニティセンターにおいて、『第6回細島地区景観まちづくり協議会』を開催し、各区長さんをはじめ、14名の方にご参加いただきました。

今回は、『すぐにはじめられる具体的な取り組みを考えよう!』というテーマで話し合い、ワークショップを進めました。



### 全体討議

事務局が整理した「細島地区景観計画(事務局案)」について、「景観計画区域」と「景観づくりのルール」の内容を再度検討するとともに、計画全体の内容を確認しました。

主な意見・提案	協議会としての結論
<b>&lt;景観計画区域について&gt;</b> ・区域を馬ヶ背方面まで広げてはどうか?数件の民家が点在しており、もし周囲の景観と調和しないデザインの建物が建てられた場合、細島商業港の入口にふさわしい美しい景観を損ねる可能性もある。	市街化調整区域に当たることから新たに建物が建つ可能性は低いですが、予防的措置として国定公園の境界までを区域に追加し、景観づくりのルールを適用する。また、細島地区として一体的に景観づくりを進めていく。
・細島地区の対岸の牧島山周辺には8ヶ所巡りがあることから、細島地区の景観づくりとタイアップした取り組みを行ってきたい。 ・区域に商業港の建物が含まれているが、今後、高さなど大丈夫か?新たな建築等を妨げることはないか? ・細島地区西側の県道は区域に含まれないか?	区域に含まれると一定規模以上の建築物を新築する場合などに届出を行う必要があるが、高さの基準は定量的な表現にとどめており、問題ない。 含まない。
<b>&lt;ルール(届出制度)について&gt;</b> ・市は、景観づくりのルールだけではなく、今後、ある程度予算措置をして景観資源等の保全や整備をしていくことを考えているのか。	(市の回答)まずは景観づくりのルールを定めて、今ある景観資源を保全していきたい。 その上で、地区住民の方々の景観づくりに対する機運が高まれば、必要に応じて整備していくこともあり得る。 具体的なことについては、今後、細島地区に設置される予定のまちづくり協議会等で議論して欲しい。 観光案内板などについては、入郷地区で統一したデザインのもので設置を進める予定である。
<b>&lt;その他景観計画全般について&gt;</b> ・4-2の(3)に記載している「トタン」を削除してはどうか。	削除する。その他の軽微な修正等については事務局に一任する。

### グループ討議

第4回の協議会で議論した「景観づくりのアイデア」の具体化や取り組む上での課題などについて、議論しました。また、景観づくりを継続して行うための体制や役割分担についても議論しました。

#### 【グループ討議の様子】

地区住民が中心となって取り組む景観づくりのアイデアやその具体化策について、意見を出し合いました。  
で考えた景観づくりを継続して行うための体制について、意見を出し合いました。



#### 【できあがった景観づくりの取り組み】



裏面に各グループの討議結果を整理しています



## グループ討議の結果

< 景観づくりの新たなアイデア > 第4回の協議会で議論した「景観づくりのアイデア」について、再検討しました。

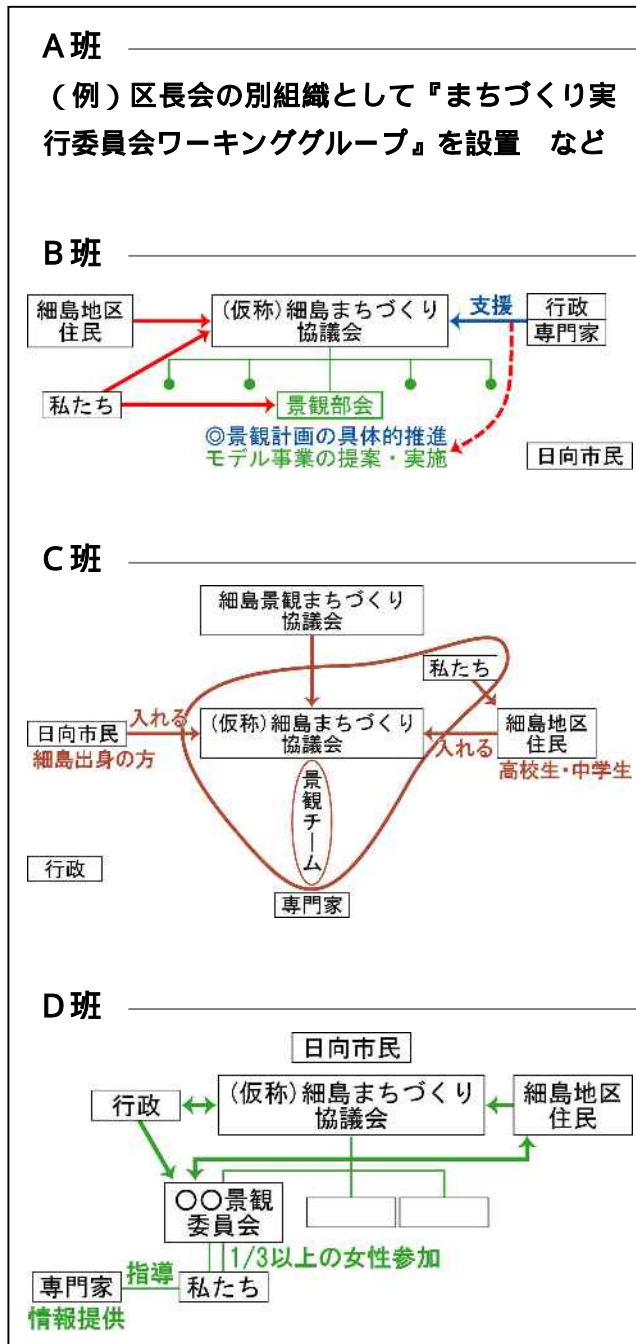
- A班：生徒を対象とした景観づくりの取り組み
- B班：古い民家を残すための取り組み / 吉野川の水門を勝手に壊さない / まずは公共施設がモデルを示す（細島支所など）
- C班：四季の丘でのお茶のふるまい / 景観の日を設けてのイベントの開催 / 小学生を対象にした「私たちのまち細島」の作文を作成 / （景観に関する作文などを）発表する会を設ける（公民館など） / 地蔵の活用 / 地区別の歩こう会を地区全体で「景観」を意識しながら実施する / 屋号（昔の看板）マップの作成
- D班：（特になし）

< アイデアの具体検討 > 景観づくりのアイデアの中から地区住民が中心となって優先的に取り組む事項を選び、その具体化策を検討しました。

< 景観づくりの取り組み体制 >

景観づくりを継続的に行っていくために必要な体制や役割分担について議論しました。

	アイデア	概要	課題	
A班	多くの人を呼び込める「魅力ある散策ルート」の形成 「細島ドラマチックルート」プロジェクト	人を育てる	・教育者を対象とした景観授業 ・教育者 生徒を全体的に ・小学生の案内やボランティアガイド ・学ぶことは教えること	・資源が磨かれていない
		ルートの整理	・新規ルートの整理 ・観光客がムダなく散策ができるルートの開発 ・観光ルールになる事により、清掃が必要となる	
		情報発信	・内外の人々に知らせたり、呼び込みをかける	
	魅力づくり	・食を提供する		
B班	地区内の景観資源の再利用や保全の話し合いの場	・まずは公共施設について対象となる物件があれば地域に相談する	・情報をどうキャッチするのが	
	まちづくり(景観に限らず)の情報を流す	・回覧板 ・区長などが個別に手分けをして声をかける ・特に若手を呼び込む ・区長だけでなく広く地区住民に!	・いかに関心を持ってもらうか ・モチベーションを継続する方法	
	細島小学校の生徒の写真(絵画)のコンクール	・表彰 ・子供目線の新しい発見 ・海の駅で展示する	・事務局的な組織が必要	
	宝さがし	・宝島で		
C班	清掃活動(細島のゴミをひろ～会)	・細島のまちをきれいにする ・愛着を持つ ・毎月1回実施 ・子供も大人も参加	・参加する人の人数の把握 ・参加の呼びかけ ・住民の意識高揚	
	屋号マップの作成(細島をしる～会)	・細島のまちの歴史を掘り起こす ・地元で調査をする ・その家のお宝も載せる ・観光マップのイメージ	・マップ作成の費用	
	景観の日のイベント(何でもやる～会)	・意識向上 ・細島景観の日を6/1に設ける ・清掃 ・お茶、ソーダ饅頭の提供 ・まちあるき ・光をともす	・地区内外へのPR	
D班		・地区の清掃活動を増やす		
		・看板の設置や道案内	・看板設置の予算 ・(洗濯物などを)干す場所が無い	
		・鯨の肉を定期的にも買えるルート(鯨のステーキ等)を売る		
		・昔、地取れの鯨があったという歴史を掘り起こす		
	・臨港道路沿いに花が咲くように植栽をする			
	・花の並木			



## 全体発表

各班の代表者がそれぞれの班で話し合った内容を全体で発表し、様々な意見を参加者全員で共有しました。



## まとめ

今回の協議会で検討した内容については、事務局で整理した上で細島地区景観計画（素案）に、適宜盛り込むよう協議会より一任されました。

今後は、計画（素案）に対してのパブリックコメントや細島地区での意見交換会などで意見を伺った上で、「細島地区景観計画」を策定します。

計画（素案）の作成は概ね今回で終了ですが、これからが景観づくりのスタートです。景観計画に盛り込まれた取り組みを地区住民や行政が協力して実施し、「歴史に潮風が香るやすらぎの港町細島」を私たちの宝として次の世代に伝えていきたいと考えています。

これからも細島地区の景観づくりに対するご理解・ご協力、そして参加をよろしくお願いいたします。

## お問合せ

細島地区景観まちづくり協議会事務局  
 （日向市建設部まちづくり政策課内）  
 担当：都市景観係  
 電話：52-2111（内線2617）  
 FAX：54-2639  
 e-mail：machi@hyugacity.jp